

源頼信と河内源氏の展開過程

森 公章

はじめに

源頼信（九六八―一〇四八年）は経基―満仲に続く清和源氏の三世代目にあたり、兄頼光が摂津源氏、頼親が大和源氏の祖となるのに対して、頼信は河内源氏の祖と位置づけられる。河内源氏は頼信以後、頼義―義家―（義親）―為義―義朝―頼朝と続き、武家の棟梁としての源氏の生成を考える上で重要な存在である。頼信は平忠常の乱（一〇二八―一〇三一年）を平定し、河内源氏の坂東進出の礎を築いたことで著名であるが、国衛軍制の構造などでは取り上げられるものの、二人の兄に比して伝記的研究は乏しく、その生涯はなお未整理の部分があると思われる。

藤原北家藤原師輔の子孫である九条流、特に道長の御堂流が摂関家の家格を確立していく中、師輔の兄実頼の孫で、実頼の養子として小野宮流当主の立場にあつて對抗心の強かった藤原実資の日記『小右記』には、「武者」・「武者者」の活動が散見する一方で、万寿五年（長元元 一〇二八）七月二十四日条では、

又云、近曾左衛門尉範基殺「害郎等」之事注「昏面」推「付殿上口戸」。此事人々彼間有「所」云々、可「彈指々々」。範基好「武芸」、万人所「不」許。内外共非「武者種胤」。

と、「武者種胤」でない者（藤原範基は南家貞嗣流〔尊卑分脈〕二一四五七頁）が武芸を好むことを白眼視する見方が存する。近年の職能論的武士論では天慶の乱平定者の子孫が「武者種胤」、「家ヲ継タル兵」と位置づけられ、「兵の家」としての血筋が認定されていたとされる。³⁾

確かに『扶桑略記』天徳四年（九六〇）十月二日条「右大将藤原朝臣奏云、近日、人々曰、故平将門男人京事。勅¹⁾右衛門督朝忠朝臣、仰²⁾檢非違使³⁾令⁴⁾捜求⁵⁾。又令⁶⁾延光仰⁷⁾滿仲・義忠・春実等⁸⁾、同令⁹⁾伺求¹⁰⁾者¹¹⁾とあるのは、天慶の乱平定者とその子孫に対する特別の意識を窺わせ、彼らは藏人頭源延光によって天皇の意向に依拠して動員されているから、官制上の地位を超越する国制上の位置づけを示すものと言えよう。⁴⁾ また『日本紀略』正暦五年（九九四）三月六日条「召¹⁾武勇人源滿正朝臣・平維時朝臣・源頼親・同頼信等²⁾、差³⁾遣山々⁴⁾、令⁵⁾搜⁶⁾盜人⁷⁾」、『栄華物語』巻五の長徳二年（九九六）正月の藤原伊周左降事件（長徳の変）の「内裏には、陣に、陸奥国前守維叙、左衛門尉維時、備前前司頼光、周防前司頼親などいふ人々、みなこれ滿仲、貞盛の子孫なり、おのおの武士ども数知らず多くさぶらひ、東宮の帯刀よ、滝口などいふ者ども夜昼さぶらひて、関を固めなどして、いとうたてあり、世には盗人あさりと云ひつぐるもいとゆゆし」などにも、都の警備に「武者種胤」の人々が起用される事例が知られる。

但し、これらは盗賊追捕や警固の武力であり、例えば『小右記』寛和元年（九八五）四月十一日条、『日本紀略』正暦三年（九九二）十一月三十日、十二月二・五日条の二度に亘って海賊追捕に起用された源忠良は文徳源氏で、天慶の乱鎮圧者の関係者ではなかった。上掲の藤原実資の評言も「武者種胤」以外で武芸に携わろうとした者がいたことを示すものとも考えられる。とすると、天慶の乱平定者とその子孫は十世紀後半―十一世紀前半にはまだ確固とした地位・軍事的基盤を築き得ておらず、地方の兵乱追討への登用は必然ではなかったと思われる。⁵⁾

東京大学史料編纂所の古記録フルテキストデータベース・平安遺文フルテキストデータベースなどによると、「武士」

の語は十一世紀末の『中右記』頃から散見するようになり、それ以前は「武者」の方が一般的であつて、文士に対する武士の社会的地位は未成立であつたと推定される。「武者種胤」、「家ヲ継タル兵」の家柄が既に固定されており、それが源平両氏に代表される武家の棟梁になつていくというのは、棟梁化した十二世紀の段階から見た結果論的評価であつて、「武者種胤」の中には棟梁化への道から脱落していく人々もいたと考えられる。そうすると、棟梁化を進める条件とは何か、また武士という社会的地位を確立する過程如何が改めて問われねばならない。

小稿で検討対象とする源頼信は天慶の乱平定者の子孫、「武者種胤」として後の武家本流につながる家系を構築する人物であり、時代的にも十世紀後半～十一世紀前半の武士の生成・展開期を生きている。当該期、あるいはそれ以降の西国武者、国衙の様相についてはいくつかの考察を試みているが、以下ではこの頼信の生涯を武家本流の生成・展開の要因に着目しながら、考究したい。この時期はまた、上述の撰関家を中心とする諸家格の萌芽・形成期であり、公家と武家を区分する頼信の処世の特色を対比的に検討する方法も講じてみたい。

一 伯耆守藤原資頼の場合

ここではまず頼信と対比する意味で、伯耆守藤原資頼の国務運営を検討することから始めたい。資頼は懐平の子で、懐平の弟で祖父実頼の養子になつて小野宮家を継承した実資の養子になつており、生没年は不詳であるが、十世紀後半～十一世紀前半の生存で、頼信と同時期に活躍する人物である。資頼はまた、『御堂関白記』寛仁二年（一〇一八）二月三日条の藤原道長の太政大臣初度辞表捧呈には「公則・為職・師範・資頼等家司四人参省、下家〔脱カ〕両三相具」とあり、御堂流の道長の家司を務めていたことが知られる。

資頼が伯耆守になったのは治安元年（一〇二一）で、時に従五位下、前司従五位下藤原隆佐の得替を受けてのことであつた。⁹⁾ 資頼は麻百端の頓料を道長に納入しており（『小右記』治安元年二月二日条）、家司受領として任国に赴いたのであろう。¹⁰⁾ 任国下向後の資頼は基本的には在国して受領の任務に専念しているが、道長や実資に対して志送物を献上し、また法成寺の垣築造を負担する様子も知られ（治安三年九月十二日条）、家司受領の奉仕ぶりが看取される。こうした奉仕が功を奏したのか、伯耆守任期中の治安三年には資頼は道長の口添えて昇殿が許可されており、これは殿上人として天皇に近侍する資格を得て、さらなる昇進の階梯になるものであつた。¹¹⁾

こうした道長の後ろ盾とともに、伯耆守藤原資頼の交替事務遂行は小野宮家当主である実資に依存しており、当時の公家社会の最上位に属する資頼の国司としてのあり方は、公家とは別の武家という範疇を築く出発点になる源頼信と対比するに相応しいと言えよう。実資は資頼の受領交替に様々に配慮しており、かつてはここに知行国制の先蹤形態を見出そうとする意見も呈されたが、資頼は独自に国務を遂行しており、その収入が実資の下に入った訳ではないから、知行国制の先蹤形態とすることはできないものの、まずは資頼の交替事務の様子を整理してみたい。

01 『小右記』治安元年（一〇二一）二月二日条

（上略）呼_レ敦頼朝臣於（相カ）_下定仰_レ遣伯耆_二事_一へ一可_レ勤_二仕恒例神事_一、一可_レ催_二勸農桑_二事_一、一可_レ早制_二止国内濫行輩_二事_一、以_レ為政宿祿_一令_レ書、差_レ仕（使カ）可_レ遣_下在_二国庁_一官人・書坐（生カ）等_上。（下略）

02 『小右記』治安元年三月六日条

（上略）前伯耆守隆佐来、見_レ分付帳并者（志カ）与_レ雜物等久（文カ）。分付文預_二為政宿祿_一、仰_下明日可_レ持_二罷礼_一（新カ）司許_一之由_上。依_二吉日_一也。雜物解文給_二文任朝臣_一、遣_二礼_一（新カ）司許_一。資頼兩度来、談_二明日追_一（進カ）（発脱カ）雜事・国内事等_一。（中略）夜深前伯耆守隆佐隨_下身者（志カ）_二礼_一（新カ）司_一馬并雜物_上来向、不_二相逢_一。示可（脱ア

ラン)資頼許之由了。(下略)

03『小右記』治安元年三月七日条

今日午時伯耆守資頼赴任国。主計頭吉平反閑(被織物褂・袴云々)。早且以文任朝臣送夜(衣カ)櫃一荷(納)絹十疋直装、但不加指貫。件衣櫃納絹卅疋。本数五十疋、而一日依吉日先者十疋収納。来月右兵衛佐資房可奉仕御襖前駈、仍件絹廿疋、猶加指貫、遣匠候(作カ)許者・馬四疋(二疋置鞍)。其消息云、御厩御馬数少、可留一疋。亦衣櫃等依有他不隨身者。即付久(文カ)任朝臣遣厩馬二疋。(下略)

04『小右記』万寿二年(一〇二五)三月十七日条

(上略)伯耆不与状仰付大外記頼隆真人、文任朝臣受取持来。不動条頗有疑、仍不動条事隨予示改直了。(下略)

05『小右記』万寿二年三月二十一日条

(上略)資頼申送云、新司範永付文任朝臣送白昏解由者。□(至カ)白紙解由極無用事也。不与状一定後可放官解由也。新司為表懇志、未着任前(脱アルカ)白昏解由歟。与不一定後可解由。早返白昏解由、以此旨示遣也。

06『小右記』万寿二年七月八日条

伯耆不与状令持大外記頼隆遣能通朝臣許。新司範永署能通書之。因縁間依之付歟。卷封同書一字。亦前司資頼一字、便以頼隆令書。其後資頼来、預不与状之奥差帳等、署可出仰了。

07『小右記』万寿二年八月八日条

(上略)伯耆守範永云、昨日入京者。問国内并与不事等、陳不亡弊由。多他事、不具記。(下略)
史料01~03が就任時、04~07が交替手続に関わるものである。当該期には受領交替のしくみや受領功過の方法などが

整備されており、前司と後司（新司）の間では留国官物の引き継ぎをめぐる論議、また対中央では京上物納済の検校や諸公文の勘会が大きな問題になっていた。¹⁴ところが、02によると、資頼の場合は赴任前に前司藤原隆佐が分付帳を持参し、また資頼の赴任用の馬まで志送している。隆佐は北家高藤流で、定方を祖とし、父は宣孝、自身は藏人・少内記・式部丞・三条院判官代などを経て、伯耆守・越後守（万寿二年正月任）、さらに春宮大進などになり（『小右記』）、『尊卑分脈』では春宮亮・大藏卿、従三位の極位極官が記される（二一六一頁）。隆佐は以後も『小右記』に散見しているが、彼の家系は四・五位を極位とする実務官クラスを歴任するのが通例であり、小野宮家への接近も必要であったと思われる。

資頼の赴任時に關してはまた、その雑務を実資の指示によって執行する者がいたことが注目される。01では菅野敦頼が初度序宣について指示を受け、県犬養為政が清書、為政は02でも前司隆佐からの分付帳を預けられ、資頼のもとに届ける役割を命じられている。02では巨勢文任が雑物解文を付与され、文任は03では資頼の任国下向の準備に携わっていたことが窺われる。これらの人々のうち、菅野敦頼は実資の家人として信頼を得ていたことが知られるが、県犬養為政と巨勢文任は『小右記』に散見するものの、小野宮家の家政における位置は不明とせねばならない。¹⁵為政は長徳・寛弘頃には右衛門志・檢非違使として活動していたが、その後二十年間程は消息不明になり、01・02で突如実資との関係が判明し、万寿二年には上総介となるものの、彼の任終年の苛政が平忠常の乱を勃発させたとも言われている。¹⁶文任は長和五年（一〇一六）・寛仁元年（一〇一七）に少外記として活躍しており、大納言・右大弁の実資に対して様々な報告や勘申・文書送付を行う存在として散見する。その後はしばらく消息不明になり、やはり02・03で突如として実資家との関係が記され、万寿年間にも実資の個人的用務に従事しており（『小右記』万寿四年七月九・二十七日、九月十七日、十二月二十五日条など）、長元年間には薩摩守に就任していた。

彼らは実務官人としての経歴を有しており、実務への通暁が伯耆守資頼の就任雑務を支援するものとして、実資によって起用されたのであり、小野宮家の家政がこうした実務官人とのつながりによって維持されていたことを窺わせるとともに、彼らもまた受領への転身を図る一階梯として有力貴族家との関係形成に努めたという側面が看取される¹⁸⁾。巨勢文任はまた、04・05で資頼の後司藤原範永との交替政にも関与していたことが知られる。『朝野群載』卷二十二「国務条々」第十九条に「一交替程限事。外官任訖、給_レ暇装束。近国廿日、中国卅日、遠国卅日。除_二装束行程_一外、百廿日爲_レ限。分爲_二三分_一、四分付領之期、一分所執之程、一分爲_二繕写署印之限_一。分付・受領過_二其定限_一、解_二却見任_一并奪_二俸料_一云々」とあるように、受領交替は前司から後司（新司）への事務引き継ぎを伴い、本来は任国において現物を前に厳しい応報が行われる筈であり、その一端は長元元年上野国交替実録帳（不与解由状案）に窺うことができる（『平安遺文』四六〇九号）。

資頼の場合は就任時にも任国下向以前、即ち在京中に前司から分付帳や雑物解文が届けられていた（02）。分付帳は前司から後司への事務引き継ぎを示す文書で、これを受け取ること、即ち受領したものが受領国司として国務の責任を果すことを承認するという次第になる。雑物解文は「国務条々」第二十条に「一択_二吉日_一可_レ度_二雜公文_一由牒_二送前司_一事」に掲げられている諸公文の授受に関わる文書と推定され、これも本来は現地で実状を審査して継承すべきものであるが、赴任前に受領しており、極めて安易な方法と言わざるを得ない。これは資頼自身の交替時と同様であり、05によると、後司藤原範永は任国下向以前に巨勢文任に「白紙解由」を送付してきており、これは「新司爲_レ表_二懇志_一」と評されている。この時点で資頼は既に上京しており、任国での分付を行う予定はなかったと思われる。04では不与解由状の訂正が求められていたので、範永は白紙解由を渡すことで早期の円滑な分付を企図したのであろう²⁰⁾。05の後、三月二十五日に範永は任国に下向しており（『小右記』）、結局は不与解由状を発給することになったが、06では各々の代理の者が

署名するという便宜的手法で処理されている。ちなみに、06の資頼側の代理者大外記清原頼隆は『小右記』治安三年六月二十三日条で実資の家司になったことが知られ、ここにも小野宮家の勢威や中下級官人とのつながりが窺われる。

以上を要するに、伯耆守藤原資頼の交替事務遂行は実資の家政に全面的に依拠したものであり、資頼の前司・後司とも小野宮家との関係を慮って様々な便宜を供しているのである。07で上京した伯耆守範永は実資に国情を尋ねられ、「不亡弊一由」を返答せざるを得なかった。ところで、01の資頼の初度庁宣には、「一可^三早制^二止国内濫行輩一事」という事項が掲げられていたことが注目される。恒例神事の勤仕と勸農励行は他の初度庁宣の事例にも見えている（『朝野群載』卷二十二加賀初任国司庁宣、但馬初度国司庁宣、『兵範記』久寿三年三月十三日条（伊予新司宣）など）が、吉書である初度庁宣に国内統制上の問題が触れられるのは珍しい。では、伯耆守藤原資頼の国務運営ぶりは如何であったのだろうか。実は資頼の任中には在地勢力との角逐が露呈されており、次にその様相や対処のあり方を見てみたい。

08 『小右記』治安三年（一〇二三）五月一日条

（上略）内府以^二孝義朝臣^一被^レ送^二伯耆国投文^一。報^下可^レ仰^二遺資頼許^一之由^上了。（下略）

09 『小右記』治安三年八月八日条

資頼昇殿事以^二宰相^一今（令カ）^レ驚^レ奉^レ閔^レ白^一。左兵衛志良親給^二袖一段採（彩カ）色^一者。光安給^二太平（手カ）作三段・丹調童布一端^一。内府使孝義朝臣被^レ示^二紀成任事^一。々頗為^レ寄（奇カ）、報^下可^レ問^二国司資頼^一之由^上。隨^二彼申^一可^レ達^二右（左カ）右^一。（下略）

10 『小右記』治安三年八月九日条

呼^二孝義朝臣^一申^二達成任事於内府^一。即有^二返事^一、昨日問^二国司^一、有^レ所^レ申、先以^二其報^一所^二申達^一也。件事頗有^二案内^一、国司下向後可^二仰下^一。蜜々相含了。已以甘心耳。（中略）入夜伯耆守資頼来、時刻推移、山（小カ）舍人来告^二昇殿由^一。

隨身小舎人即退出。依_レ可_レ行〔給カ〕_レ祿。

11 『小右記』 治安三年十一月三日条

(上略) 為_二伯耆守_一落_二書禪室_一、左衛門権佐家業〔業カ〕蜜々取送。尽以無実。ム姓奉親云者、度々致_二百姓愁_一、仍放逐。似_二其所為_一。

12 『小右記』 治安三年十一月八日条

(上略) 臨夜左衛門権佐家業来云、伯耆落書事、今日禪室被_二尋問_一。有_下不_レ見_レ我送_二下官_一之気色_上、雖_レ有_レ所_レ憚_レ諍申訖可_レ致_二用意_一者。答_下不_レ可_レ外漏_一之由_上畢。

13 『小右記』 治安三年十一月十七日条

(上略) 定基僧都密々以_二皇基_一取_二送伯耆落書_一。其消息云、件文挿_二書仗_一立_二禪室_一、禪闍自取見給、命云、可_二燒失_一。若可_レ送_二右府_一、隨_レ状可_二左右_一者、密々所_レ奉也者。已是前日同書也、不_レ可_二披露_一之由有_二禪命_一者、有_二御用意_一歟。

14 『小右記』 治安三年十二月四日条

(上略) 宰相来、隨身秋堪從_二伯州_一帰来、付_二書状_一。臨時祭如_二本意_一遂行者。前日内府所_レ被_レ示之成任有_二申上事_一、仍呼_二陸奥守孝義_一達_二案内_一。(下略)

やや後代の史料であるが、十一世紀末〜十二世紀前半の国務のあり方を教えてくれる半井家本『医心方』紙背文書「国務雑事」には「國中悪人勸善事」が見え、国司は部内の治安に留意すべきことが窺われる。そこにはまた、「歴名帳事」、「国雑色事」、「国侍事」、「女騎事」、「国梶取事」、「津々事〔付海人〕」、「国内富人事」、「国舍人数事」、「郷・保等領主事〔自_二中古_一以降〕」、「庁并郡司申請事」、「庁官書生員数事」、「郡司大名事」などが掲げられており、国内諸人士とその動向の掌握が不可欠であった様子が看取できる。01に記されているように、十一世紀前半には在庁官人制が確立して

おり、資頼の初度庁宣も在庁官人やその中核となる書生に宛てて発給されている。但し、『将門記』承平八年二月の武蔵武芝をめぐる事件では、「仍国書生等、尋越後国之風」、新造_二不治悔過一卷_一、落_二庁前_一、事皆分_二明於此国郡_一也」とあるように、こうした在地勢力は国司の国務運営を批判することもあった。「越後国之風」とは『本朝世紀』天慶二年五月六・七日条に見える越後国への官使派遣に関わる出来事と推定され、何らかの国内の紛擾勃発があったものと考えられる。その際に落書が大きな効果、波紋を広げる役割を果たしたのである。

『将門記』の落書は武蔵国内に留まったようであるが、08・11～13によると、伯耆守資頼の場合は都の枢要にまで落書が齎されている。上述のように、資頼は道長の口添えを得て昇殿を果すことになるが、09～13はちょうど昇殿の件が検討されている時期であり、落書を作成した勢力は資頼の状況を十分に承知して、最も打撃になるような機会を狙って不治などを指摘しようとしたものと解される。史料09・10には紀成任、11には某奉親という者が資頼と対立した人物であったと記されている。奉親は「度々致_二百姓愁_一、仍放逐」とあり、部内での悪行が指摘されているが、これ以上のことは不明である。紀成任に関してはその系図（『尊卑分脈』四―二三―二四頁、『紀氏系図』〔『統群書類従』七上―二〇七頁〕による）とその子孫の展開が知られるので、検討してみたい。

15 『伯耆大山寺縁起』二十六段（『統群書類従』二十八上）
 康平七年（一〇六四）四月廿四日記成平頭人として幣帛を捧、伶人駒則亭にて伎楽を奏す。

16 『平安遺文』金石文編四二五号鳥取県大山寺鉄製厨子銘

本朝伯州會東郡地主紀成盛記文。本系紀納言。于時承安二年（一一七二）（壬辰）十一月廿日（乙酉）奉_レ鑄_二大山権現御躰三尺金銅地藏尊容一軀_一、即鑄_二鐵厨子_一奉_二安置_一之。（下略）

17 『吉記』寿永元年（一一八二）八月二十日条

(上略) 風聞、伯耆国住人成盛(稱「海カ」)六、先年為「基保」被「滅亡」者也)与「基保」(稱「小鴨介」)合戰。基保被「追落」、死者不_レ知「幾千」。出雲・石見・備後等国々_ヲ力云々。

18 『伯耆大山寺縁起』七十段(『統群書類從』二十八上) (養和元年(一一八一)か)

当国に村尾・小鴨とて二人の大将東西に権をあらそひける。小鴨が師匠月光坊のために修禪房に宿意を結び、養和六年二月廿八日小鴨修禪房へ夜討の入たりけるに、鈴錫五古三古など飛来て兵共をうちはらひけり。

19 『大山寺縁起卷』(洞明院本) 三十七

近衛院ノ御宇、康治三年(一一四四) (甲子) 正月十七日事始メ、同七月十八日ニ御鉢供養アリ。(中略) 中ニモ小鴨庄司ト聞ヘシ者ハ、殊更先師ノ大檀那トシテ、山里坊中ノ事マデ奉行シケルガ、当時故ラ威勢ヲ播シ、國中押並テ傍若無人ニ振舞ケレハ、村尾又権ヲ諍ヒ、敵人ト成ル。事ニフレ遺悔多カリケレハ、鏡明房ノ為ニモ不_レ安子細有ケル故ニ、佐摩党トテ武勇ノ者有ケルヲ、村尾相語テ、鏡明房ヲ討テゲリ。(下略)

20 『大山寺縁起卷』(洞明院本) 四十一

当国ニハ村尾・小鴨トテ、東ヲ固メ、西ヲ守ル二人ノ大将アリ。互ニ権ヲ諍ヒ、所々ヲ城郭ニ構ヘ、合戦更ニ不_レ絶セリ。村尾ハ修禪房ヲ師匠トタノミ、小鴨ハ月光坊ノ旦那也。中南両院、又事ニ触テ確執スル間、村尾カタメニ鏡明坊被_レ討後、小鴨其宿意ヲ含テ、去ル養和元年(一一八一)二月廿八日ノ暮ニ、宗徒ノ兵十余人差違ヘ畢ンヌ。修禪坊本房、摩尼院ト云所ヘヨセタリケリ。人静リ隙ヲ窺ヒケルニ、修禪房行法ノ折節、鈴ノヒギキ耳ニトヲリ、肝ニソミテ不_レ得_レ進ミ。面々ニ心ヲハゲマシテ打入ントシケレトモ、鈴ノ声喧クシテ、木モ草モハタメキ、五鈷三鈷錫杖ツフアレコトシ、身ノ毛ヨダチケレハ、弓矢ヲステ逃走ニケリ。

21 『玉葉』寿永三年(一一八四) 二月二日条

(上略) 伝聞、伯耆国美徳山有_下院御子_一之人_上、生年廿歳、未_二元服_一云々。件宮、資隆入道外孫云々。幼稚之時、九条院被_レ奉_二養育_一、其後依_レ無_二衆生_一、在_二外祖父家_一。然間、生年十五之年、無音逐電、人不_レ知_二其意趣_一。即向_二大和国_一、暫隨_二逐_一二川冠者_一 (其時称_二成親御子_一也 (云々))。其後到_二伯耆大山_一、次移_二住美徳山_一、猶称_二成親御子_一。而平氏被_二追落_一之後、顯_二其实际_一称_二院御子_一。已伐_二取伯耆半国_一、海陸業成 (成カ) (彼国有勢武勇者也) 奉_レ付_レ之。但小鴨基康不_レ從云々。又美作国小々打取了。昨日上_二使者於京都_一、為_レ入_二院見參_一云々。奉_レ仰源氏相俱可_レ伐_二平氏_一云々。事次第奇異也。仍為_レ後記_レ之。(下略)

22 『延慶本平家物語』第五本「十五平家一谷に構城墩事」(元暦元年(一一八四)二月七日)

(上略) 平家年来祇候の伊賀伊勢近国の死残、たる輩北国南海よりぬけに付ける輩、(中略) 伯耆国には小鴨介基康、村尾海六成盛、日野郡司義行、(下略)

23 『吾妻鏡』建久元年(一一九〇)六月二十七日条

伯耆国住人海大(太カ)成国被_二召下_一、為_二囚人_一被_レ預_二義盛_一。是去年窮冬之比、於_二彼国_一陵_二轅院召次等_一訖。過已難_レ遁_二刑法_一云々。

24 『鎌倉遺文』一四八〇五号弘安六年(一一八三)三月十五日紀秀員鑄鐘願文

大日本国山陰道伯州久米郡北条郷山田八幡宮椎鐘。此鐘者、平司舎兄左金吾紀秀員法名眞観存生之時、以下所_二蕃量(置カ)_一之用途上、所_レ奉_レ鑄也。仍大願主紀秀員眞観。弘安六年(癸未)三月十五日。

図1によると、紀成任は長谷雄の子孫で、号紀雑色/伯耆守とあり(『尊卑分脈』)、その兄為任も「從五位下/在伯州(『紀氏系図』)」と見えており、兄弟で伯耆国に土着したか、あるいは為任に成任で同一人物なのか不明であるが、ともかくも中央の紀氏で当地に土着を企図した者がいたことが知られる。成任が伯耆守であった事実は確認できないが、彼

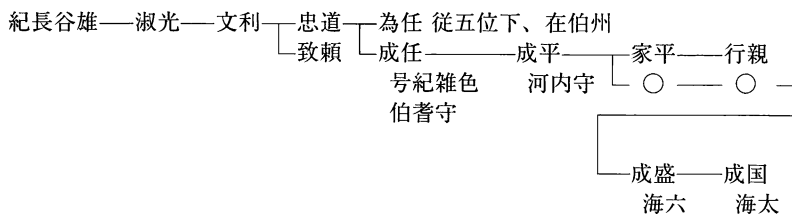


図1 紀成任の系図

の叔父致頼は資頼の前司藤原隆佐の前任者であったことが判明するので、『小右記』寛仁四年十月二十日条、「紀雑色」という国衙在庁に關連する肩書から考えて、成任は叔父である伯耆守紀致頼（長和二〜五年任か）に隨行して下向し、任終後も当地に留まって土着を進めようとしていたと見ることができるとは思われる²⁶。したがって成任は土着を企図したばかりであり、09・10で内府⇨藤原教通がこの件を知っており、また11〜13で禅室⇨藤原道長に落書が届けられたというのは、成任らが摂関家とも何らかのつながりを有していたのか、朝廷権力の所在を悉知し、都の情勢にも通じていたことを窺わせる。

この紀氏は成任の子成平も伯耆国に定着していたことが知られ（15）、有力な宗教勢力である大山寺との關係を築いていた。16によると、紀氏は伯耆国の西部会見郡を拠点としていたようである（図2も参照）。16の紀成盛は17・21・22の村尾海六成盛のことで、18〜20と合せて、国府所在の東部の久米郡を拠点とする国衙在庁官人系の有力者小鴨介基康と対立していたことが窺われる。平安末期の伯耆国の情勢としては、東隣の因幡国が安定した公卿知行国であった（因幡国の国衙官人は朝廷の意向に従順で、反鎌倉的色彩が濃厚であったためか、承久の乱後に没取された京方所領に東国御家人が新補地頭として入部した）のに対して、国守交替が頻繁であるという特色が存する。また院近臣受領の時には西伯耆で院領莊園の立荘が活発化したといい、平時忠が知行国主になった時点で平氏勢力の影響が浸透し、治承三年（一一七九）十一月の政変の際には二ヶ月間だけであるが、清盛の弟忠度が国守になっている。したがってこれ以後伯耆国の国衙官人の中には武家とのつながりを意識することで、

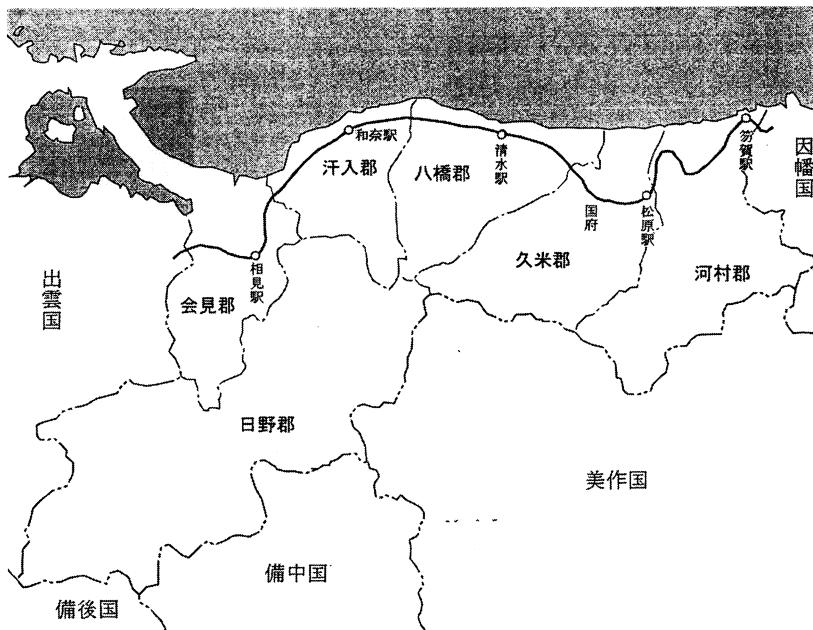


図2 伯耆国の地図

公卿の知行国主には従順でない者も出現したのではないかとされる。⁽²⁶⁾

伯耆国の郡領氏族は不明であるが、史料⁽²⁷⁾には小鴨介基康、村尾海六成盛、日野郡司義行の三名が伯耆国の有力者として見える。日野氏は日野郡の郡司職を足がかりにして、日野郡日野郷周辺に勢力を伸張、鎌倉時代にも地頭あるいは地頭クラスの有力御家人として在地に勢力を維持している(『鎌倉遺文』一一一五七号・一四五三三号、『吾妻鏡』寛元二年七月十六日条など)。小鴨氏は国府所在の久米郡小鴨郷を拠点とする在庁官人系の有力豪族で、正和五年(一三一六)五月三十日六波羅御教書案(『鎌倉遺文』二五八五二号)では日野氏の所領争いについて、小鴨左衛門尉に御教書が下されるという活動例が知られる。伯耆国では文永年間に北条時輔が守護になり、以後も北条氏が守護であったと考えられるので、小鴨氏は守護代に比定され、鎌倉幕府は有力な在庁官人系豪族の小鴨氏を守護代に任命することによって、伯耆国の支配安定を企図したのである。⁽²⁸⁾

表1 村尾・小鴨両氏の動向と対立の軌跡

康平7年 (1064)	…紀成平が頭人として大山寺に奉幣
康治3年 (1144)	…村尾氏が佐摩党とともに鏡明房を討つ
承安2年 (1172)	…紀成盛が大山寺鉄製厨子銘を作成
養和元年 (1181)	…小鴨氏が修禪坊を攻撃しようとする ※この時に海六成盛も攻撃され、敗退か
寿永元年 (1182)	…海六成盛と小鴨基保が合戦し、基保が敗退 死者数千人。出雲・石見・備後からも与力あり
寿永3年 (元暦元 = 1184)	
2月2日	…美徳山に後白河法皇の皇子と称する者があり、海陸業成（海六成盛）が支援。既に伯耆半国を攻取するも、小鴨基康は従わず
2月7日	…一ノ谷合戦に伯耆国からは小鴨介基康、村尾海六成盛、日野郡司義行が平家方に加担とある ※『小鴨系図』では基康は兵糧を送っただけといい、また成盛が平家方の加担するのは？
建久元年 (1190)	…海太成国（成盛の子か）が院召次陵轢により、鎌倉に召下される
弘安6年 (1283)	…紀秀員が山田八幡宮の鐘を铸造

一方、紀成盛＝村尾海六成盛は日野郡村尾の地を苗字としており、また「海」＝海部氏を名乗っている。史料23の海太成国は成盛の子と推定される（図1）。伯耆国の海部氏の存在は不明であるが、16に成盛との関連が記される会見郷には安曇郷があるので、やはり西伯耆を拠点としていたと考えられ、紀氏はこの海部氏とも合体して土着を進めたものと思われる。²⁹19によると、成盛はまた、汗入郡佐摩の佐摩党という武士団とも密接な関係を有しているので、紀氏は西伯耆全体を基盤に勢力を築いていたものと見なされる。そして、15で成任の子成平が大山寺に奉幣しているように、大山寺、18、20に記されているように、南光院修禪坊を支持していた。大山寺には南光院、中門院、西明院の三院があり、伯耆国のもう一つの大勢力である小鴨氏は中門院月光坊と師檀契約を結んでいたから、南光院と中門院は常に対立関係にあり、西明院は時々の情勢によりどちらかと結託したという。大山寺内の対立は国内諸勢力の動向とも大いに関係していたのである。

また『大山寺縁起卷』（洞明院本）には、仁安三年（一一六八）

十月に六条天皇の大嘗会召物徴収の官使が入山したのは南光院別当明俊が引き入れたもので、明俊は「出雲・伯耆兩國ノツハモノヲ語テ、数千騎ノ勢」と河村郡の美徳山の勢力を後ろ盾にしていたという。これに対して中門院・西明院は明俊の討滅を企図し、嘉応二年（一一七〇）四月に合戦になり、「中門五十余人ノ悪僧等・数百騎ノ軍兵ト合戦ス、非レ可レ向レ面ヲ、軍兵キリ立ラレテ引退ク、勝ニノリ南光院ヘ打入、火ヲ放テケリ。南光院、又中門ヘ乱入テ、同火ヲカケタリ」という有様で、両院が焼失している。中門院・西明院は南光院に加担した美徳山を怨み、「美徳山ノ子守・勝平（手力）・藏王堂講堂清涼院、無残コソ焼払ヒケリ」となった。

これが18・20・17の小鴨介基康と村尾海六成盛の争いにつながり、また21の「伯耆王子」を海陸業成（海六成盛と美徳山が支持したのに対して、基康はこれに従わなかったとする治承・寿永内乱の一齣となる対立に発展していくのである。²⁰）22の一ノ谷合戦については伯耆国から実際に参戦できたか否か、直前の21の状況を考慮すると、不審が残るが（この点は伯耆国以外の人々についても該当する）、成盛は明確に反平家活動を展開していたのに対して、基康の方は在庁官人として平家方の国衙支配には服していたと推定される。但し、一ノ谷合戦には参戦せず、兵糧を送っただけとする史料もあるから（『小鴨系図』）、上述のように、小鴨氏は鎌倉時代にも勢力を維持することができた。また紀氏も23の事件はあったが、御家人として存続しており、24によると、国府所在の久米郡にまで勢力を及ぼす存在として健在であったことが窺われる。²¹

以上、本題である伯耆守藤原資頼の時代から大きくはずれてしまったが、資頼はその頃から始まる伯耆国の勢力分布の形成期に受領国司として国内統治に臨まねばならなかったのである。『小右記』寛仁三年（一〇一九）条に記された丹波守藤原頼任に対する国司苛政上訴では、都まで一日行程以内（延喜主計上式には「行程上一日、下半日」とある。ちなみに、伯耆国は「行程上十三日、下七日」）の丹波国から多くの人々が陽明門に参集したという。頼任は「丹波国

州民等從^二西京^一來^二東都^一之間、於^二大庭^一、国司令^二皇太后宮下部捕擲^一之間、州民等走逃^二入外記局・左衛門陣^一呼叫、太狼藉。陽明門外帶^二弓箭^一者等相^二待州民^一云々、「丹波国百姓立^二公門^一訴訟、而国司以^二騎馬兵^一追捕、百姓來^二左衛門陣^一放呼言云々」という対応をとつたため（六月二十日条）、道長・頼通に勘当を被り（六月二十一日条）、実資の仲介で漸く許されている（七月六・九・十日条）。この丹波国の人々には郡郷司も含まれており（七月十四日条）、右近衛大将であつた実資はこの中から相撲人をとろうとしたが、適当な人材はいなかつたという。相撲は武芸の一つであり、武者の鍛錬にもつながるので、苛政上訴に加わつた人々の中にはこうした人物もいたことが窺われる。⁽³²⁾

なお、『小右記』寛仁三年八月十五日条には「丹波守頼住宅垣去年新築、而從^二昨日^一更壞改築。未^レ得^二其意^一。從^レ国差^二送州民^一令^二築云々。去月州民參上愁^二訴條々事^一。今臨^二秋獲期^一、改^二築數本垣^一、奇也恠也」とあり、頼任の意を受けて用務に従う国人もいた。九月二十四日条にはまた、「從^二去廿二日^一丹波国百姓立^二公門^一申^二善状^一。去七月申^二惡状^一、未^レ得^二其情^一」と記されており、これも頼任を支持する者たちが苛政上訴に対抗して善状捧呈を行ったものと解せられる。丹波国は都に近接するため、『小右記』治安三年（一〇二三）十二月二十三日条には「子刻許丹波守資業中御門宅焼亡。騎兵十余人來放火、宅人相挑、而群盜力強所^レ為云々。国司在^レ国云々。任終之務苛酷無^レ極云々。州民之愁多結^二凶党^一之類成^レ犯欺。抑洛中不^レ異^二坂東^一、朝憲誰人憑^レ之哉」と、頼任の後任者藤原資業の場合は京宅を放火されるといふ憂き目にあつてゐる。こうした国内の諸対立や国司苛政上訴への対応にも国司の統率力如何が反映されるのである。⁽³³⁾

では、伯耆守藤原資頼はこの落書にどのように対処したのであろうか。上述のように、資頼は在任中実資や道長にしばしば志を獻じており、任終後には治国加階を得ているので（『小右記』万寿二年十月二十一日条）、受領功過ではその国務は概ね問題なしと判定された次第である。但し、伯耆国の国内情勢が不安定であつたことは初度庁宣にも看取され、

紀成任との対立は就任三年目に顕在化していた。成任側は内大臣藤原教通を介して訴えを行ったようであるが、その都度教通から実資に情報提供がなされている（08～10・14）のは、小野官家の勢威や故実指南を通じた日頃からの交流の賜物であろう。発端となる08以降、実資・資頼側はなかなか有効な手段を講じることができなかったようであり、10によると、教通は当時昇殿の件で上京していた資頼に事情聴取した上で、資頼が下向した後に何らかの案を仰せ下す旨を伝えたと述べ、実資もこれに「已以甘心耳」と、依存しようとしている。

但し、これによって資頼がどのような方策をとったかは不明である。11には奉親という者を「百姓愁」という理由で放逐したと記されており、あるいは武力による圧服を図るというのがその方途であったのかもしれない。しかし、11・13では再び落書が発生しており、武力行使は対立を深めるばかりであった。紀成任の子孫は伯耆国西部で一大勢力に成長していることを併考すると、在地では資頼以降の国司たちも紀氏の土着・勢力確立を阻止・圧服することはできなかったようである。資頼には有力な武力で対抗できるだけの組織はなく、あるいは国府周辺の在庁官人系有力豪族小鴨氏につながる勢力は資頼を支持していたのかもしれないが、西伯耆の勢力を圧倒するまでには至らず、在地での拮抗状況が続いていくのであろう。

したがって資頼は実資の政治力と道長・教通の支持を拠り所にこの件をやり過ごすしか道はなかったと思われる。07で実資が特に伯耆国が「不亡弊一由」を書き留めたのは、当面小康状態で次の国司に引き継ぐことができた点を確認する意味もあったのであろう。ただ、在地での対立は問題が先送りされ、紀氏の成長、国衙在庁官人系豪族との紛擾拡大という現地の情勢推移に委ねざるを得なくなり、在地豪族（含新在地層）の武士化が進んでいくのである。かくして伯耆国では東部の小鴨氏、西部の紀氏（村尾氏）と日野郡の日野氏が勢力を築き上げ、大山寺や美徳山などの宗教勢力との対立と提携、佐摩党という小武士団の参加などが交錯する中、平安末期の治承・寿永内乱を迎えることになる。国

司にはこうした地域の対立を調停する力はなく、後述の東国ほどではないにしても、西国でも在地の紛擾の中で武士的存在が形成されていくと見る事ができる。では、その東国を一つの活動舞台として源頼信の場合は如何であろうか。次に頼信の国司ぶりを検討してみたい。

二 国司としての源頼信

源頼信は『尊卑分脈』(三一・一七六・一八五・二二三頁)に「内昇殿(自河内守之時聴之)」、「伊勢、河内、甲斐、信濃、相模、陸奥等守、又下野守、上野・常陸介、(伊予等守、上総介)」、「鎮守府將軍、從四上、左馬權頭、冷泉院判官代、治部少甫、皇后宮亮、左衛門少尉、兵部(民部等)丞」とあり、多くの国で受領に任じられたことが記されているが、他のより確実な史料によつて確認することができるのは、上野介、常陸介、石見守、(伊勢守)、甲斐守、美濃守、そして河内守である。それらを含めて、頼信の略年譜を作成すると、表2のようになる。

25 『古事談』卷四—十二

頼信ハ町尻殿家人也。仍常云、奉_二為我君_一可_レ殺_二中閔白_一。我取_三劍戟_一走入、誰人防禦之哉云云。頼光漏_二聞此事_一、大驚制止云、一者殺得事極不定也。二者縱雖_二殺得_一、依_三其惡事_一、主君為_二閔白_一事不定也。三者縱雖_レ為_二閔白_一、一生之間無_レ隙守_二主君_一事、亦不定也云云。

史料25によると、頼信は当初藤原道兼を主人と仰いでいたようである。道兼の父兼家は兄兼通との争い、その後の小野宮流の閔白頼忠の下で充分に政治中枢に参画できなかったが、寛和二年(九八六)六月二十二日の花山天皇の出家、外孫一条天皇の即位により、摂政に躍り出て、兼家—道隆(中閔白)—道兼(粟田殿とも)、そして道長—頼通以下に

表2 源頼信の略年譜

安和元年 (968)	…誕生 《冷泉院判官代や藤原道兼への奉仕を経て、道長・頼通、また後に実資にも接近》
永延元年 (987)	2月19日…時に右兵衛尉で、慧心院造営料により叙位(20歳)
正暦5年 (994)	3月6日…「武勇人」として、源満正・頼親、平維時らとともに大索に参加する
長保元年 (999)	9月2日…時に上野介で、道長・頼通(田鶴)に馬5疋を奉獻する
寛弘元年 (1004)	4月17日…道長が齋院御禊を見物した時、「申家馬者」の1人として見ユ。時に左衛門尉。
寛弘2年 (1005)	正月27日…檢非違使宣旨により檢非違使になる(※)
寛弘3年 (1006)	7月14日…紫野にて悪行をなす(7月5日)衛士らの赦免を担当する
寛弘5年 (1008)	4月18日…道長の賀茂詣の陪従の1人として見ユ
長和元年 (1012)	閏10月23日…時に前常陸守(介)で、道長に馬1疋を奉獻する
長和2年 (1013)	8月27日…皇女禎子の五十日の際、「依左衛門尉致佐不得騎」により、道長の内大臣公季への引出物馬1疋を引き、裊(単衣)を賜与される
長和5年 (1016)	正月12日…常陸介の際の受領功過で、「墳交替欠事不明」「神社条不修一社」ことが問題になる
寛仁3年 (1019)	正月22日…常陸介の時の不与状について、「神社数事年来有疑無一定」を問題とされるが、頼信は後々司の実録帳に依拠して定むべきことを申請し、摂政頼通の指示により功過を完遂する 正月24日…正月23日に県召除目が終了し、頼信は遠江守になるという風聞があったが、石見守に就任。時に檢非違使と見ユ 7月4日…石見守として任国下向に際して実資にも挨拶する。「頼信入道殿近習也」
治安3年 (1023)	5月23日…時に前石見守で、解由を将来する
長元元年 (1028)	6月21日…時に前伊勢守で、平忠常追討の候補者に挙がる 《平忠常の乱》
長元3年 (1030)	9月2日…時に甲斐守で、平忠常追討に起用される 9月11日…実資に糸・紅花を志す
長元4年 (1031)	正月6日…時に甲斐守で、治国加階を申請 →従四位下 2月3日…流入光清使と甲斐国調物使が駿河国で紛擾 《平忠常の乱平定》 7月13・15日…時に甲斐守で、実資に絹・細手作、また紅花・鴨頭草移を志す 9月18日…権僧正尋円を介して、丹波守ではなく、美濃守就任の希望を実資に伝える。「坂東者多以相従、往還之間、美州少便」
長元5年 (1032)	11月14日…時に美濃守で、実資に長絹・例絹・綿を志す 12月19日…実資に絹・糸を志す
永承元年 (1046)	…時に河内守で、石清水八幡宮に告文を捧呈(『平安遺文』640号)
永承3年 (1048)	4月17日…死去(81歳) *『尊卑分脈』は9月1日死去、60歳とする。「史料綜覧」は4月17日と考証しており、「前鎮守府將軍従四位上源頼信卒ス」と記す。

続く九条流、御堂流の摂関家としての定着の礎を切り開いた。⁽³⁴⁾ その花山天皇を出家に導いたのが道兼であり、道兼は最初は天皇とともに出家すると言っていたが、父兼家にもう一度出家前の姿を見せたいと述べ、花山天皇のもとから離脱しようとした時、『大鏡』上には、「東三条殿（兼家）は、もしさる事やしたまふと、あやふさに、さるべくおとなしき人々、何がしかがしといふいみじき源氏の武者達をぞ、送に添へられたりける。京のほどは隠れて、堤のわたりよりぞうち出でまゐりける。寺などには、若しおして人などや奉るとて、一尺ばかりの刀ども抜きかけてぞ守り申しけるとぞ」と記されており、道兼に対する出家強制の阻止や花山の出家中止阻止のために、摂関家に随従する源氏の武力を配していたことが知られる。この中にはあるいは頼信もいたのかもしれないが、兼家の次には長男道隆が関白になった。道兼は兼家の権力掌握に最も貢献した自分が摂関の地位を継承すべきだと考えており、父の御忌を慎まないなどの反発を示し（『大鏡』中）、道隆にも強烈な敵愾心を抱いていたようである。

したがって25は道兼の存念、家人としての頼信の忠誠心を窺わせるものであるが、兄頼光が指摘したように、道隆の死去時に子伊周ではなく、兄弟の順によって自分が関白になって雀躍した道兼は既に病に罹っており、病床のまま過ぎ、僅か七日で死去してしまう（七日関白）。頼信はまた、冷泉院判官代の経歴を有しており、後代のことであるが、頼信の子頼義は小一条院敦明親王に仕えている（『陸奥話記』に小一条院判官代と見える）ので、頼信は冷泉―三条―小一条院の系統とつながりを持っていたと考えられる。⁽³⁵⁾ さらに表2の平忠常の乱の際に、公卿たちが最適と考えた頼信（『左経記』長元元年六月二十一日条）がすぐに起用されなかった理由として、『小右記』万寿五年（長元元）八月一・四・八日条によると、忠常の脚力が教通のところに来ており、忠常は教通を私主としていたと考えられること、頼信は後述の著名な説話（『今昔物語集』巻二十五第九話）により従前から忠常を服従させていたことなどにより、弟教通の勢威拡大を回避するため、関白藤原頼通は自分の従者とも言うべき平直方を追討使に推挙したと説明できるといい、頼信は

教通との関係が強かったようである（『平安遺文』六四〇号永承元年（一一〇四六）河内守源頼信告文案では頼通とともに教通との関係も強調されている）。

上述のように、頼信の子頼義は小一条院、その子義家も輔仁親王とその子源有仁に接近して、白河上皇から警戒され、また義親は教通の子信長に臣従、為義も信長の後家に仕えている（『中右記』永久二年七月三日条）という具合に、頼信の系統は意外に摂関家本流とは距離を置いていたことに留意したい。『小右記』寛仁三年（一一〇一九）七月八日条には「頼信入道殿進（近カ）習者也」とあり、小野宮流の藤原実資は頼信を道長に近侍する者と認識していたようであるが、道長の土御門殿（上東門第）落成の際に調度一切を調進したことで著名な頼光（『小右記』寛仁二年十月二十日条）、「殺人上手」と評され（『御堂関白記』寛仁元年三月十一日条）、三度も大和守に起用されて、興福寺勢力との対決に尽力した頼親とは異なり、頼信の道長への奉仕は本当に緊密な関係とは言えなかったと考えられる。この摂関家中枢との微妙な距離感とは、道長・頼通父子全盛期に活動する頼信に様々な影響を及ぼしたものと推測されるところである。

では、頼信はどのような渡世を展開するのであろうか。表2によると、頼信は右兵衛尉として初見し、次いで上野介になり、本章冒頭で触れたように、諸国の受領を歴任するのであるが、受領としての活動の検討に進む前に、まず左衛門尉→檢非違使への就任に着目したい。頼信の使宣旨による檢非違使就任は、『小右記』寛弘二年（一一〇五）正月二十七日条に「受領加階・檢非違使宣旨（左平維輔・藤原扶忠・藤原頼信、右橘惟弘）」とあるもので（表2の※）、この記事により『御堂関白記』寛弘元年四月十七日条で藤原道長の齋院御禊見物の「申家馬者」左衛門尉頼信、同三年七月十四日条で紫野の悪行者を獄所候禁から免除するように仰せられた頼信について、大日本古記録本はいずれも藤原姓に比定しているが、既に指摘されているように、これらはすべて源頼信の事績として理解するのが正しい。

即ち、『尊卑分脈』や『系図纂要』等によっても、この時期の官人で藤原頼信を名乗る者は見あたらず、一方、『尊卑分脈』

には源頼信が左衛門少尉であったと記されており、道長への近侍状況も源頼信の活動として相応しいものである。『小右記』寛仁三年（一〇一九）正月二十四日条には「撰政御報云、兼成事、世之所推以頼信」（「検非違使」任「遠江」、以「兼成」任「石見」歟」とあり、これは表2の頼信の石見守就任に関わる記述であるが、源頼信が検非違使であったことはここからも確實と言えよう。

とすると、頼信は検非違使を務めつつ、受領にも就任するという渡世形態であったことがわかる。左衛門尉の官歴は頼光には見えないが、頼親は左衛門尉の経歴を有していた（『尊卑分脈』）。この左衛門尉・検非違使源頼信の藤原道長への奉仕ぶりに関連して、『今昔物語集』巻二十三第十四話「左衛門尉平致経、送「明尊僧正」語」は参考になる。平致経は良兼の子公雅流で、致頼―致経父子は貞盛の子で伊勢平氏の祖維衡―正輔父子と二代に亘って伊勢土着をめぐって争っていた。致経側は伊勢から敗退するが、致経は左衛門尉として検非違使を務めるとともに、撰閲家にも接近し、藤原頼通の用務に従事していたことがわかるので、頼信よりはやや若い世代の人物である。この話はその頼通から夜間に、しかも不意の護衛命令にもかかわらず、致経が任務を見事に果した様子を伝えている。当初致経は僅か一人の従者を伴うだけで、徒歩で随行していたが、しばらく進んだところで、馬を牽いた郎等が出現し、その後も辻々で二人ずつの郎等が合流、鴨川に至り京外に出る頃には三十余人の騎馬集団になっていたので、三井寺に向かう明尊は大いに安心したという。そして、帰路はこの逆順で郎等は次々と姿を消し、最後は致経は再び徒歩で、従者一人を伴うだけで頼通のところに帰着したとある。

ここには致経が日頃から郎等集団を組織しており、不測の用務・事態にも即座に対応し得る伝達網と統制力を有していたことが看取される。明尊はこの見事な護送ぶりに感心しているが、頼通はこれを当然のことと考えていたのか、特に致経を称賛した様子はない。致経は京の夜の闇を完全に支配しており、こうした役割を果す存在と位置づけられてい

たのであろう。ちなみに、『今昔物語集』卷三十一第二十四話「祇園、成叡山末寺」語では、祇園側が「□」ノ公正、平ノ致頼ト云フ兵ノ郎等共ヲ雇寄セテ」對抗する一方で、叡山側には「彼ノ致頼ガ弟ニ、入禪ト云フ僧有ケリ」とあって、雇用された致頼の郎等らは入禪を見て「山ノ禪師殿」と言つて逃走してしまつたと記されている。この話では致経の父致頼の郎等が勝手に傭兵として活動する様子が述べられているが、致頼・致経らがこうした郎等を傭兵として提供する可能性もあつた。

即ち、『今昔物語集』卷二十九第六話「放免共、為強盜入人家被補語」には「若カリケル時ヨリ受領ニ付テ、国々ニ行クヲ役トシテ有ケレバ、便漸ク出来テ、万ヅ叶テ家モ豊ニ從者モ多ク、知ル所ナドモ儲テゾ有ケル」という者の家に放免らが強盗に入る計画を立てていたところ、これを未然に知つて防衛する話がある。この家主は「親ク年来知タリケル□ノ□ト云フ兵」に相談したところ、「郎等トモ無ク、兵ノ道ニ達レル者共五十人許」を派遣してくれたといい、家主と武者的存在の者とは受領郎等として勤務する同僚として知己になつたのであろうか、ともかくも武力を保持する人物から傭兵を調達することが可能になつたのである。武者的存在の者は五十人程を即座に提供できたのであり、上述の致経の三十余人の郎等の存在と合せて、三十〜五十人くらいは常に自らの周囲に兵力があつた状況が看取できる。^④

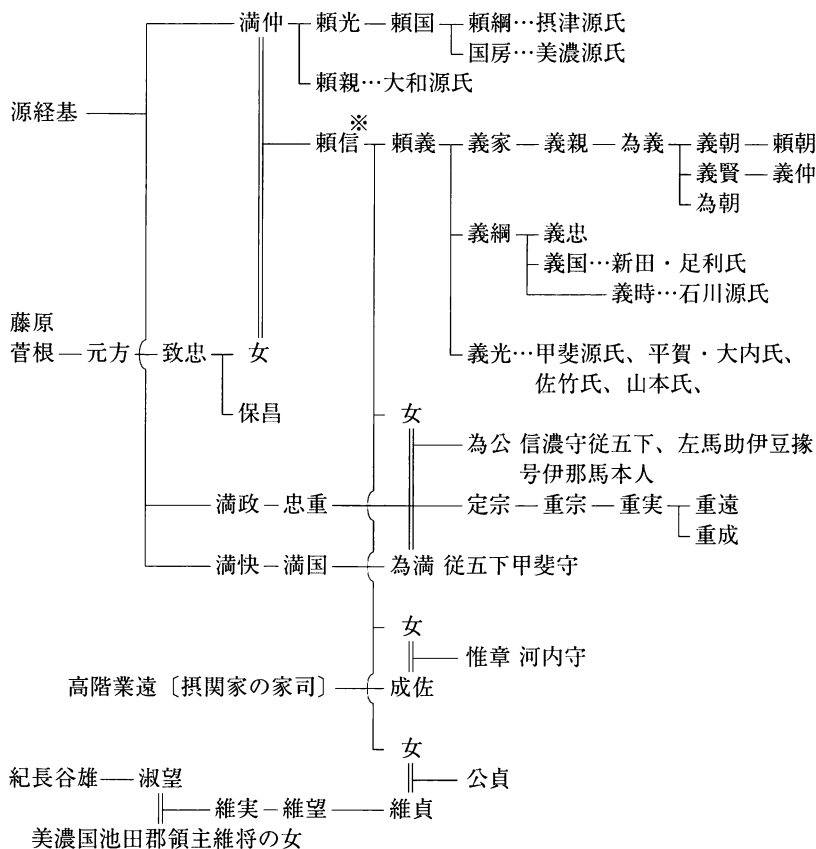
したがつて平致経と同じく左衛門尉で檢非違使を務めた源頼信もまた、同様の武力育成・保持に努めていたことが推定され、檢非違使の職務遂行にもこの自立的武力の編成が不可欠であつたと思われる。但し、致頼―致経には受領の経歴が見えない（『尊卑分脈』）のに対して、頼信には「分憂之吏」と称される受領の官歴も多く、こうした郎等の随伴や任地での勢力扶植など、より幅広い活動が予想されるところである。以下、その様相を検討したいが、上掲の「頼信入道殿進（近カ）習者也」という評言に関連して、朝廷有力者による私的な檢非違使の役使に触れておきたい。

『中右記』天永四年（永久元）一一一三）四月三十日条の永久の強訴への対応では、「武士丹後守正盛以下、天下武者

源氏平氏輩、皆為_レ禦_二南京大衆_一、遣_二宇治一坂辺_一也。此中檢非違使平正盛・源重時・平忠盛行向也。遂以合戰、射_二殺數千人_一畢。是依_二群議_一、院所_二指遣_一也。但檢非違使者可_レ被_レ仰_二別當_一也。而今度不_レ被_レ仰_二別當_一。頗雖_レ不_レ得_レ心、被_レ射_二興福寺大衆_一了、予不_二仰下_一、何事之有哉。如_レ此時不_レ加_二一言_一、只中心慎許也」とあり、檢非違使別當である藤原宗忠を介さない檢非違使動員が行われたことが知られる。当時は白河院政下で、宗忠は院辺者などの処断を院と相談の上決裁していたが、やはり別當の職權無視には不満があった（氏寺である興福寺の大衆射殺に関与せずに済んだという点はあるにしても）。『小右記』寛仁三年（一〇一九）十一月十六日条には「左衛門督頼宗卿云、来月九日可_レ上_二辞_一檢非違使別當_一之表、序事極以不便、無_レ為_レ術者。別當之外有_レ被_レ自由_二之気色_一、巨細事等、惣不_レ能_二執行_一。官人等心非_二清直_一者。令_レ見_二気色_一、依_二入道殿命_一、官人等任意執行、不_レ触_二別當_一歟。他別當弥難_二行乎_一」とあり、こうした傾向は既に道長の頃から発現していたようである。このような用務に応える上で、頼信らの武力提供も大きな役割を果たすことになる。

さて、表2によると、源頼信が最初に受領国司になったのは上野国であり、三十歳の頃であった。その際のエピソードとして、『今昔物語集』卷二十五第十一話「藤原親孝、為_レ盗人_一被_レ捕_二質_一、依_二頼信言_一免語」は頼信の郎等編成を知る上で興味深い。これは頼信が「上野守（介）ニテ其国ニ有_レケル時」に「其ノ乳母子ニテ、兵衛尉藤原親孝ト云フ者有_レケリ、其レモ極タル兵ニテ、頼信ト共ニ其ノ国ニ有_レケル間」とあり、捕縛しておいた盗人が逃走し、親孝の男子を人質に壺屋に立て籠もるといふもので、親孝とその郎等は外巻きに包囲するだけで解決できなかったが、頼信が盗人を説得して子どもを解放させ、盗人を放免するという内容である。

国府に盗人が入る話はいくつかあり、卷二十九第十話「伯耆国府蔵入盗人被_レ殺語」では在庁官人らが蔵を開けて盗人を発見している。卷二十六第十八話「観硯聖人在俗時値_二盗人_一語」は国府での出来事ではないが、壺屋（壁で仕切



※乳母藤原親孝が郎従

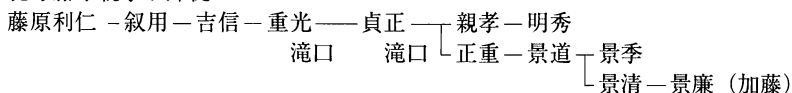


図3 源頼信の相關図

られた独立性の強い
 小部屋)に盗人が隠
 れる話で、まだ子ど
 もであった観硯がこ
 れを秘かに逃がして
 やり、後年に盗人か
 ら報恩を得るとい
 う内容である。観硯と
 は逆の立場である
 が、子どもの時に盗
 人との接触を体験し
 た親孝の子は後に出
 家して明秀と名乗つ
 たとい、あるいは世
 間の無情を感得す
 るところがあったの
 であらうか。九世紀
 後半の事例である

が、『藤原保則伝』には貞観十三、十七年の備前介・権守任中の出来事として、安芸国の偷児が備後国の調絹を劫盜して備前国石梨郡の旅舎に逃走して来る話があり、国司の治政の乱れが盜賊を発生させていた。この話では保則の備前国の統治ぶりに感動した偷児が、その徳を慕って自首するというもので、保則は「汝知^レ向善、遂非^二悪人^一」と述べ、偷児に米を与え、贓絹とともに移送するが、偷児を送付された備後守小野喬木は「且恠且悦、即放^二遺盗人^一」したと記されている。頼信は放免した盗人について、「亦惡事為タル奴ナレバ、末ニテ人モゾ殺ス」と、殺人を含む再犯を予見しており、文人と武者の視点には大きな相違があった。

藤原親孝は利仁流で、父は滝口貞正、自らは右兵衛尉になったようである（『尊卑分脈』二一—三一—三五頁）。弟正重の子景道とその子景季は前九年合戦で頼義に随従しており（『陸奥話記』）、この系統からは頼朝拳兵の最初となる伊豆国目代山木判官平兼隆館襲撃で活躍する加藤景廉が出ているので、河内源氏累代の家人のはしりとなる一族であった。頼信の在任中より少し後のことであるが、上野介橘忠範は「一請因^二准傍例^一、賜^二押領使官符於下野・武蔵・上総・下総・常陸等国^一、捕^二糺凶賊^一、兼賜^二隨兵廿人^一事」を申請し、「当国押領使及隨兵等、任^二前例^一可^レ被^二裁許^一歟」と判定されており（『平安遺文』四三九号寛弘二年（一〇〇五）四月十四日条事定写）、当時坂東の国司は他国の押領使兼帯により軍事権行使の範囲拡大を企図し、自国の国衙軍制を統括する押領使だけは確保しようと競合していたようである（『北山抄』卷十史途指南の臨時申請雜事の項も参照）。また「一請兼被^レ賜^二官符^一、停止隣国々司并隨兵・郎等、恣越来^二残^一滅所部事」も申請されており、受領郎等の凶党的活動が問題になっている。

『今昔物語集』によると、頼信は国司の館から「親孝ガ栖」に赴いており、親孝も事件発生時には「館ニ有ケレバ、人走り行テ」事態を知らされたところなので、親孝は国司の館の近辺ではあるが、館とは別の建物に居住し、館に通動する形で奉仕していたと考えられる。親孝にも独自に郎等が随従していたので、彼らが居住する空間、また親孝の子やそ

の母である妻など家族の居住場所が必要であつた。こうした有力な郎等がさらにその下に従者を有することは、『今昔物語集』卷二十五第四話「平維茂郎等、被_レ殺語」の余五將軍維茂の郎等で字太郎介という者の事例などに看取することができ、太郎介には就寝中に周閉を警固する郎等がいたという。

『宇治拾遺物語』卷十二ノ九（下―一五五）「宗行郎等射_レ虎事」では、刀伊の入寇で活躍する平致行に比定される嵯峨守宗行が些事により郎等を殺害しようとしており、『今昔物語集』卷十七第二十四話「聊地蔵菩薩得活人語」の源満仲や卷十九第七話「丹波守保昌朝臣郎等射于母ノ成鹿ト出家語」の藤原保昌らの郎等に対する過酷な任務の要求などを見ると、武者の下で郎等として奉仕することの厳しさ、武者による峻厳な郎等統制が窺われる。⁽⁴⁾ 親孝による事件注進を聞いた頼信も当初は「然許ノ小童一人突殺サセヨカシ。然様ノ心有テコソ、兵ハ立ツレ」と厳しかったが、親孝の郎等たちがなすすべもなく包圍している現場に赴き、盗人の生命安全を約束して説得し、親孝の子を解放するという労をとっている。盗人は頼信の登場を見て、「守ノ御座也ケリ」と感得して態度を改めたといい、「盗人モ、頼信ガ一言ニ憚テ、質ヲ免シテケム。此レヲ思フニ、此ノ頼信ガ兵ノ威糸止事無シ」とあるのは、後代の武者としての河内源氏の確立後からの後付け的説明と思われるが、親孝が再度捕獲された盗人を殺害すべきだと考えたのに対して、頼信は上掲のような未来を予見しながらも、盗人との約束を守って放免しており、これは信義を守るといふ印象を郎等たちに植え付ける効果が期待され、郎等統制、主人への信服獲得に有用であつたと見なされる。

次に同じく親王任国である常陸介時代のあり方を検討する。表2の略年譜、および寛弘八年（一〇一一）二月一日に藤原通経が守（介）に任じられていることから（『小右記』同年二月二日条）、頼信の在任期間は寛弘四年〜七年と推定される。但し、この間、寛弘四年九月二十八日には藤原為継が権介に就任、同五年正月には伴時友が権介に就任し、七月二十一日には停任になっており（揚名介事）、表2によると、頼信は寛弘五年四月十八日の道長の賀茂詣の陪従とし

て見えているので、頼信が常陸介になったのは権介伴時友が停任になった寛弘五年七月二十一日以降で、寛弘五、七年頃のことと考えるのがよいかも⁽⁴⁵⁾もしれない。

この頼信が常陸介在任中に起きたのが、『今昔物語集』卷二十五第九話「源頼信朝臣、責平忠恒語」に描かれた下総国を拠点とする平忠常の制圧である。これは後日頼信が平忠常の乱を平定する上で大いに役立った。この話は国衙軍制の構造を象徴する史料とされ、私も先学の驥尾に付いて考察を加えたことがあるので、要点のみを整理しておきたい⁽⁴⁶⁾。常陸介源頼信が率いたのはA館ノ者共とB国ノ兵共、計二千人で、Bの中には大中臣成平、真髪高文などのような郡領氏族の系譜を引く人々も含まれていた⁽⁴⁷⁾。そして、これにC常陸国の左衛門大夫平惟基（維幹）の軍勢三千人が加わるのであり、国衙軍制における在地の武者の役割、そうした武者との主従関係の楯杆としての国衙軍制掌握の意味合いが強調されるところである。

但し、この事件は『統左丞抄』第一寛和三年（九八七）正月二十四日官符「心令運上延曆寺」散位従五位下平朝臣繁盛奉書写「金泥大般若經一部六百卷事」に「陸奥介平忠頼・忠光等、移住武蔵国」、引率伴類、運上之際、可レ致二事煩一之由、普告隣国、連日不レ絶」とある繁盛と良文流の忠頼らとの対立に端を発する坂東平氏の内部争いに起因するものであった可能性が高い（図4）。繁盛は坂東に寄住・土着を進めながらも、九条流の藤原師輔とつながりを有していたようであり、一方の良文流も上述の忠常と教通の関係にかいまみられるように、朝廷の実力者との関係形成に努めていた。後起する平忠常の乱もやはり上総守兼忠の子で上総を拠点とする繁盛流の維良（貞盛の養子になり、余五と称された維茂と同一人物）が下総国で争乱を起こした後、良文流の忠常を上総介に任じたところ、その勢威が伸張、上述の上総介梶犬養為政の任終年に反乱となったものであり、その鎮圧には当初貞盛流の直方が起用されている。したがって常陸大掾氏の祖維幹の協力は、国衙軍制が常にこのような形で国内の武者的存在を発動し得ることを保障

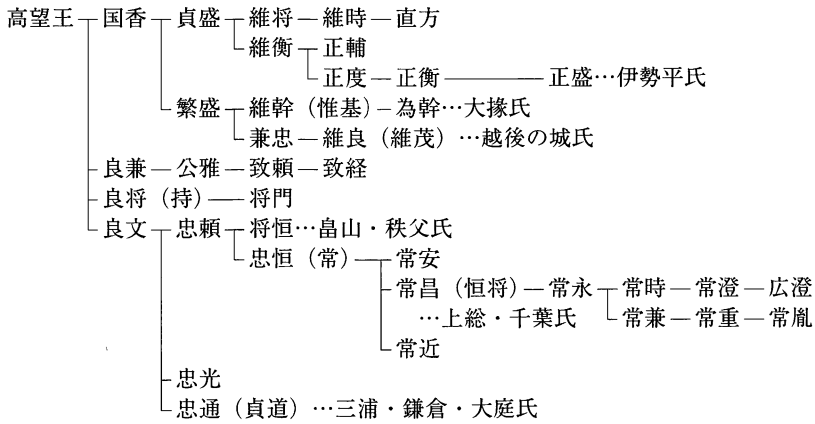


図4 桓武平氏の展開

するものではないと思われる。『今昔物語集』巻二十五第五話「平維茂、
 罰藤原諸任一語」には「実方中将ト云人陸奥守ニ成テ、其ノ国ニ下タ
 リケルヲ、其ノ人ハ止事無キ公達ナレバ、国ノ内ノ可レ然キ兵共、皆前々
 ノ守ニモ不レ似、此ノ守ヲ饗応シテ、夜ル昼ル館ニ宮仕怠ル事無カリケ
 ル」と記されており、武者の動向は受領次第という側面もあった。この
 話は実方が任務中に死去してしまったので、維茂は予てから田島の訴訟
 で対立していた秀郷流の諸任と武力で決着をつけるというもので、受領
 が武者的存在を必ず統制できる訳ではないことがわかる。

常陸介源頼信が「惟基ハ先祖ノ敵也、其レガ候ハム前ニ下リ跪キテナ
 ム否不候マジキ」と抵抗する平忠常を服属させることができたのは、忠
 常側が霞ヶ浦を渡る船を隠してしまい、迂回すると七日間もかかること
 になるので、忠常を急襲する作戦が齟齬しなくなった時、「頼信、坂
 東ハ此度ナム始メテ見ル。然レバ道ノ案内可知キニ非ズ。然レドモ家ノ
 伝ヘニテ聞キ置キケル事有リ」として、海の中の道の所在を示し、これ
 を通って下総国ノ忠常の拠点に急襲することが可能になったところにあ
 る。上述のように、頼信には上野介の経歴があったから、坂東では常陸
 介が初任というのは虚構であるが、頼信自身が常陸の地に足を踏み入れ
 たのはこれが初めてであったかもしれない。但し、将門の乱の際には「未

練兵道」(『将門記』)と評された祖父経基も一応は坂東に足跡を残しており、父満仲には常陸介の経歴も知られるので(「尊卑分脈」)、「家ノ伝」として統治・軍事に有用な情報が蓄積されていた可能性は認めてよからう。頼信の示した海の中の道は「多ノ軍ノ中ニ三人許ナム此ノ道ヲ知レリケル」という機密情報で、「尚人ニ勝レタル兵也トナム皆思テ、恐ズ合ケル」と、在地の人々の心服を得ることができたのである。

26 『左経記』長元七年(一〇三四)十月二十四日条

上総守辰重来向、語云、忠常追討之後、坂東之間敢無_レ公事対捍輩_一。但被_二追討_一之後、多以損亡之中、当国依_レ為_二忠常住国_一、為_二使直方并諸国兵士等_一、三箇年被_レ調物、一塵不_レ遺。則前司維時朝臣任之終年徵符案隨身令_レ見_レ之、国内通計所_レ作田、十八町余也。前司署名明白也。敢無_レ疑。彼国本田二万二千九百八十町云々。将門乱間雖_二最亡_一、未_レ若_二此時_一云々。(下略)

27 『小右記』長和五年(一〇一六)正月十二日条

(上略)依_二相府被_レ示、余召_二受領功過文書_一相定。相模守孝義有_レ事。亦常陸介頼信状帳、填_二交替欠_一事不_レ明。仍令_レ召_二税帳_一。又神社事不_レ修_二一社_一。(中略)留_二相模孝義・常陸頼信等定文_一、自余定文_レ内府_一奉_二左大臣_一。(下略)

28 『小右記』寛仁三年(一〇一九)正月二十二日条

(上略)前常陸介頼信不_レ与_レ状、神社数事年来有_レ疑無_二一定_一。後々司実録言上、依_二彼帳_一可_レ有_レ定之由頼信所_レ申。仍以_二左中弁経通_一、令_レ申_二撰政_一、可_レ令_レ召_二彼帳_一者、即仰_二経通_一。(下略)

ただ、上掲の上野介橘忠範の申請雑事にも見えているように、常陸介である頼信が郎等を含む随兵を率いて下総国で軍事活動を行うことは好ましいものではなかった。史料26は後述の平常忠の乱後の様子を伝える史料であるが、乱そのものよりも、平定のための軍事活動とそれに伴う物資の現地調達が甚大な被害を及ぼすようである。頼信の常陸国司と

しての統治ぶりは不明であるが、任中のこうした軍事行動のためか、27・28によると、交替欠の発生や神社修理の欠如が指摘され、受領功過定に合格しない状況が数年間も続いたらしい。「上野国交替実録帳」(不与解由状案)にも神社修造の状況は詳細に記されており(『平安遺文』四六〇九号)、交替欠は物実で補填することもできるが、神社を一社も修造しなかった事実は取り消すことが難しい。27の相模守孝義は09・10・14で資頼への落書の件を実資に伝えた平孝義で、ここでは撰関家に近侍する受領の功過が問題になっている。表2によると、頼信は28直後の県召除目で石見守になっており、本来は遠江守という声もあったようであるが、頼信の受領功過はかなり強引なものであったと思われる、後ろ盾になった摂政頼通もさすがにさらなる推挽は難しかった。

こうした出来事があったためか、石見守赴任の際に頼信は実資にも罷申している。実資が右大臣になるのは治安元年(一一〇二)であるが、故実に通じ政務処理にも定評があり、道長・頼通も何かと頼りにしていた実資に対して、頼信はこの頃から接近に努めるようであり、表2には実資への志送も散見するようになる。表2によると、頼信の石見守は何事もなく後司に事務を引き継ぎ、次いで頼信は伊勢守になったようであるが、この伊勢守時代の活動も不詳である。上述のように、伊勢では伊勢平氏の祖平維衡とその子正輔が着々と土着を進めており、良兼の子公雅流の致頼―致経と紛擾を続けていたが、⁴⁹頼信在任中は大きな対立は小休止であったので、頼信が武力を発動して介入する機会はなかった。そして、頼信が次に就任するのが甲斐守であり、この間に平忠常の乱が勃発していた。上述の通り、この乱は貞盛・繁盛流と良文流という坂東平氏間の対立を背景に、上総介梶犬養為政の任終年における受領と在地有力者との紛争に起因するもので、従前からの頼信と忠常との関係や教通への警戒心から、関白藤原頼通は貞盛流の平直方を起用して平定にあたらせる。また直方の父維時は上総介、伊勢平氏の正輔が安房守に任じられ、貞盛・繁盛流を挙げて忠常を鎮圧しようとするが、⁵⁰成功せず、26に描かれたような現地の荒廃が拡大することになる。

29 『扶桑略記』長元四年（一〇三二）六月十六日条

甲斐守源賴信梟_レ於平忠常首_レ参洛前、追討使平直方不_レ遂_レ其功、空以帰洛。源賴信下_レ向任所之日、可_レ討_レ忠常_レ之由有_レ勅。仍欲_レ襲征_レ間、忠常請_レ降伏_レ来。賴信隨身参上之処、於_レ美濃国山泉_レ、即忠常受_レ病死去。仍只斬_レ其頭_レ、伝_レ于京師_レ。依_レ為_レ降之虜_レ、返_レ給其首於從類_レ。

30 『左経記』長元四年六月二十七日条

（上略）次又甲斐守源賴信進忠常帰降之由申文、并常安降状（忠常□名也）、忠常死去之由解文、并美乃国司等実檢日記等、被_レ下云、賴信朝臣令_レ帰_レ降忠常_レ之賞可_レ有_レ哉否、又忠常男忠昌・忠近不_レ進_レ降状_レ、執可_レ追討_レ哉否之由、可_レ令_レ申者。次第見下了。余申云、（中略）又忠常男忠昌・常近等未_レ進_レ降順状_レ。其身雖_レ死去_レ、於_レ男常昌等_レ者未_レ降来_レ、何默被_レ免哉。須_レ任_レ先符_レ被_レ追討_レ也。而前使直方時、坂東諸国多属_レ追討_レ、衰亡殊甚云々。重遣_レ使乎、若賜_レ早可_レ擊之符_レ、偏経_レ营此事_レ之間、諸国彌亡、興復難_レ期歟。暫被_レ優廻_レ、頗興復之後、左右可_レ被_レ行歟者。（下略）

表2および史料29・30によると、賴信が忠常征討に起用されると、半年程で忠常の降伏を得ることができた。賴信がどのようにして忠常を平定したのか、上述のようなかつての服属の事実が如何に作用したのかは不明の点もあるが、29によれば、ともかくも賴信は忠常を伴って上京するものの、途中の美濃国で忠常は病死してしまい、首級のみが入京することになる。図3を見ると、賴信は美濃国池田郡の紀氏と婚姻関係を有し、美濃国進出を図っていたと思われる、忠常の乱平定の功により美濃守就任を希望したのも、こうした美濃国とのつながりがあったためと考えられる。したがって忠常の死去の状況は極めて不審であり、29によると、首級も忠常の郎等に返下されている。また忠常の「死去」によってその一族は殆ど処罰を被ることなく、現地に勢力を築いていくようである。即ち、30ではまだ降状を呈していない常昌・常近の処置が問題とされているが、実際には長期間の戦役で上総国は疲弊しており、これ以上の追討は不可能であっ

た。下略部分では「但常昌等事、為_レ造意首_一忠常已_一以帰降、常昌等是従也。雖_レ不_レ被_レ追討_一、有_レ何事_一哉者」という意見も出されており、朝廷側の厭戦気分を示しているよう。

頼信も坂東に土着する訳ではないので、必要以上の軍事行動は望まなかったと思われる。図4によると、常昌の子孫が上総氏・千葉氏に発展していくのであり、彼らはそれぞれの国の在庁官人の上首として国務運営を掌握し、頼信の子孫である頼朝が鎌倉幕府を創設する際にこれに参画していく。但し、その端緒としての頼信の活動を認めるとしても、今回の関係がそのまま続いた訳ではなく、現地における両系間の争いや頼朝の父義朝が坂東に下向して引き起こす天養事件など、そこに至るには河内源氏と坂東平氏諸流双方の様々な紆余曲折が必要であった。⁵⁾

31 『小右記』長元四年二月二十三日条

(上略) 頭弁伝_二関白消息_一云、流人光清之使、為_二甲斐国調庸使_一、於_二駿河国_一射殺之事、于_レ今未_二言上_一之間、甲斐国司頼信申_二上子細案内_一。件流人使奪_二取甲斐調物中荷物_一、副(制カ)止之間、相論之程、使府生永正射_二殺副_レ荷之者_一(後聞、以_二比木目矢_一射_二部領_一、此間已無_二正税_一)。彼子男射_二殺使永正_一者。何様可_レ行哉。報云、駿河国司(忠重)未_レ経_二言上_一、其譴難_レ避。待_二彼言上_一、居諸弥移。可_レ給_二且不言上_一事且可_レ達_二流人光清前途_一事之宣旨_一歟。至_二官符_一、重給_二流人官符_一可_レ無_レ便歟。駿河・伊豆接_レ境之間云々。亦不_レ可_レ経_二他国_一歟。

ちなみに、この間、頼信が国守を務める甲斐国調庸使が駿河国で流人(長元四年齋王託宣事件の託宣の中でその非道と配流の遅延を指弾されている伊賀守源光清)を護送する使者を殺害するという事件が起きていた。31によると、流人使側が甲斐調物を奪取しようとしたとあり、『三代格』卷十九寛平六年七月十六日官符「_レ応_レ禁_二止諸院諸官諸家使等強_二雇往還船車人馬_一事_一」に指摘されているような問題が発生したのであろうか、ともかくも流人使の府生永正が甲斐国の人を射殺したので、射殺された人物の男子が永正を射殺してしまったという。ここでは甲斐国の人も武装しており、

中央の衛府の武官に対抗し得る射芸を有していたことに注目したい。『高山寺本古往来』第五・六状には京上官米押領使として「武者子孫」が起用される旨が見え、「専不_レ繼_二其業_一之上、年老身貧不_レ儲_二一人隨兵_一」という謙詞に対して、「但至_二于從兵_一、諸郡兵船苟有_二其員_一。既謂_二將軍_一、豈不_レ隨_二其命_一」²²と説得する文例が存する。とすると、甲斐守源頼信もこうした現地の武者的人物を調庸使として登用し、国内武力の統制を図っていたのであろうか。

31では駿河国の出来事なのに、肝腎の駿河守源忠重からの言上がないことが問題にされており、頼信は逸早く事情を説明して、有利な解決方向を探ったものと思われる。この事件の顛末は不詳であり、また甲斐国の在庁官人の動向も不明の部分が多く、²³頼信との関係形成の有無は手がかりがない。甲斐国の有力在庁官人には三枝氏がおり、院政期にも在庁官人の上首として存続していた（長寛元年（一一六三）四月七日長寛勅文など）。一方、甲斐国には頼信の孫の世代、義家の弟新羅三郎義光を祖とする甲斐源氏諸流が展開するが、その契機やこの時の頼信の活動との関係如何も不詳とせねばならない。

表2に整理したように、平忠常の乱平定の功績により頼信は美濃守に任じられる。『小右記』長元四年（一一〇三）九月十八日条によると、当初は丹波守を希望していたというが、「母骸骨在美乃国、於_二彼国_一欲_レ修_二母成菩提之仏事_一」という表向きの理由とともに、「坂東者多以相從、往還之間、美州少使（便カ）」という思惑があったようである。坂東の人々の家人化云々は後述することにしたいが、上述のように、頼信は美濃国の武力保持者を郎等に組み込もうとしていたことはまちがいない。即ち、図3によると、頼信の女は美濃国池田郡を拠点とする紀維貞と結婚し、その所生子公貞は「外伯父頼義・太郎義家与_二奥州貞任・宗任_一十二年合戦之時、弓ノ末ヲ成_レ白頭之間、白木大夫ト上_レ名者ナリ」とある（『尊卑分脈』四―二〇六頁）。この紀氏は長谷雄の子淑望が池田郡の豪族の女と婚姻関係を結んだことから当地に土着を進めたもので、所生子維実（維貞の祖父）は「母美濃国池田郡領主維将女而依_二彼郡相伝_一始住_二当国_一」と記されている。

頼信の母は藤原保昌の姉妹であるが（図3）、何故その遺骸が美濃国に葬られていたのかは不明であるものの、頼信も母の所縁で美濃国に何らかの拠点を有しており、自身の坂東での勢威確立とともに、それが美濃進出を企図する端緒になったのかもしれない。紀維実が始まる美濃国池田郡の紀氏は、維実の子維望は「常在_レ国、朱雀院御時蒙_二昇殿許_一」とあるが、従四位下・薩摩守の肩書が知られるだけであるから、やはり美濃への定着を進めたものと思われる。維貞と頼信女との所生子公貞以降では、公貞の孫奉政は「号_二紀馬允_一、鳥羽院瀧口、左馬允」とあり、再び中央出仕しており、奉政はまた「実兵庫頭源仲正子、頼政卿舍弟」と記されているので、摂津源氏と関係する人物であったことになり、河内源氏との関係は固定化されていない。

この奉政の子奉光は「号_二池田郡司_一、薩摩守」、「美濃国池田郡司職者。雖_レ為_二重代之者_一、当郡内池田庄計令_二領知_一也。治承五二一為_二頼朝卿御方_一、於_二当郡内小嶋庄城郭_一相_二逢平氏知盛卿手_一散々合戦、一門郎等百五十余人被_二追討_一、奉光即討死（五十三才）」と記されており、ここで治承・寿永内乱に際会する。奉政の弟貞政は「子息三人、治承五合戦之時、於_二鎌倉_一為_二平氏_一被_レ誅之」、同貞綱は「鎌倉山合戦之時被_レ誅之」、そして奉光の弟で瀧口大夫の政光も「鎌倉山合戦討死」とあるので、彼らは治承五年（一一八二）二月一日当地で起きた鎌倉山合戦と称する戦鬪で源氏方として平知盛の軍勢と戦つて敗死したことが知られる。これは同年三月十日の墨俣川合戦の前哨戦であつたと見なされ、紀氏は奉光の子奉永が頼朝に従い、以後鎌倉御家人として関係性を確立することになるのである。

頼信の晩年は依拠すべき古記録が欠如する時期で、不明の部分が多い。郎等編成のあり方という点に関連して、河内守時代の頼信の事績として、『尊卑分脈』に窺われる後藤氏の郎従化に触れておきたい（二一三二六～三二七頁）。即ち、北家魚名流利仁の曾孫伊傳の子公則には「依_二頼信卿命_一以_二則経_一為_二子_一」とあり、則経には「頼信朝臣郎従、実者八条大納言国経卿子忠幹孫従五上河内守惟忠子也」と記されている。則経の子が後藤内、坂戸判官代と称された則明で、

則明は前九年合戦に従軍し、黄海合戦では頼義と労苦をともし、義家にも随従したことで著名で、『古事談』⁵⁵にも逸話が残る(四―二十二)。則明の父則経は北家長良流の河内守藤原惟忠の子であったが、頼信の命を受けた藤原公則が養子にしたというのである。『朝野群載』巻二十六長久四年(一〇四三)七月八日河内国解に「従四位上行守藤原朝臣」とあるのが惟忠に比定され、とすると、惟忠は河内守として頼信の前任者であったことがわかり、こうした受領クラス(惟忠は『尊卑分脈』(二―一五二頁)に「従四下、少納言、尾張守」とある)の者の交流の中から、河内国を基盤とする郎等を得ることができたのかもしれない。

以上、受領としての源頼信の活動を整理してみた。『中外抄』上―五一には康治二年(一一四三)四月十八日に藤原忠実のところ源為義が参入した時の話(『台記』同年六月三十日条によると、為義は頼長に正式に臣従しており、この確認のためか)として、忠実が「為義のごときは、強ちに廷尉に執すべからざるなり。天下の固めにて候へば、時々出で来りて受領などに任ずべきなり」と評したとあり、ここには義家以後の一族の争い、父義親の反乱、自身と子息および郎等の濫行と伊勢平氏の台頭などにより無官の時期が多く、檢非違使に留まっていた為義に対する同情と潜在力への評価が看取できるとされる。⁵⁶ここにはまた、犯人追捕や平安京の治安維持など専ら武力で奉仕する檢非違使と、いわば天皇の分身として地方に赴任し、「分擾之吏」として統治にあたる総合的能力が求められる受領との等差も反映されている。

上述のように、公雅流の平致頼―致経らは檢非違使の経歴という点では頼信と同じであるが、受領にはなっていない。伊勢平氏の中央進出の起点となる平正盛も「藏人五位の家に仕へて、諸国受領の鞭をとる。大藏卿為房賀州刺史のいにしえへ、檢非所に補し、修理大夫頭季播磨大守たし昔、厩別当職に任ず」(『平家物語』巻四)と、受領クラスに上昇する以前の状況を蔑視されている。頼信の清和源氏は六孫王経基以降、ともかくも都の一隅に留まり、受領クラスの階層

を維持していた。頼信は親王任国である上野・常陸の受領を歴任しているが、甲斐を含めて、坂東諸国は亡弊国になつており、様々な戦乱が恒常化していたので、頼信のような「武者種胤」の者による「天下の固め」が期待されたのであろう。⁵⁷⁾但し、頼信の任国の中では、治績不詳の伊勢を除くと、忠常の乱平定の功績による美濃は比較的条件のよい国であつたが、最後の河内も含めて、その他は難治の国が多かつたと見なされる。⁵⁸⁾

では、武家への道を開く頼信と前章で見た藤原資頼のような公家社会に留まる者との相違はどこにあるのであろうか。資頼の国務運営や交替事務は小野宮家に依存するところが大きく、任国の紛擾を解決することもできていない。資頼の受領経験は僅かで、大半は京官としての勤務である。一方、頼信は受領を歴任し、摂関家の支援があつたといふものの、交替手続には難渋し、自らの実力で任国の紛擾を解決してその能力を評価してもらふことで引吸も生じていたと考えられる。受領勤務の間には検非違使としての用務もあり、武力の維持も必要であつた。摂津源氏・大和源氏は曩祖頼光・頼親の時から摂関家との関係を構築し、畿内に安住の地を得ていたが、頼信は摂関家との関係が必ずしも盤石とは言えず、また諸権門が錯綜する河内は河内源氏の安定した地位確立を探索せざるを得なかつたと思われる。上述のよる武力の誇示や幅広い人脈形成に努めることで、安定した地位確立を探索せざるを得なかつたと思われる。上述のように、頼信の受領ぶりに関連しては郎等編成も重要であり、受領の任務を遂行する上では自己の権力集団形成が不可欠であつた。この点をさらに河内源氏の代々に敷衍して考察を試みるべく、河内源氏の行方を展望してむすびにかえたい。

むすびにかえて―河内源氏の行方―

小稿ではあまり専論のない源頼信について知見をまとめてみた。源頼朝の鎌倉幕府創成に結集する坂東武士が河内源

氏の曩祖頼信、あるいは「天下第一武勇之士」（『中右記』承徳二年十月二十三日条）、「武士長者」（天仁元年正月二十九日条）などと称された義家以来の累代家人であつたか否かは再検討が求められており、頼朝に至る河内源氏歴代のあり方、それぞれの武士団の変遷など、その原像を探ることはなお残された課題である。

頼信と同時期に活躍する貞盛流の平維時は、『今昔物語集』卷二十九第二十一話「紀伊国晴澄、値盗人語」によると、紀伊守（在任時期不明）を退任した後も伊都郡の郡司坂上晴澄を郎等にしていたことが知られ、卷二十九第三十話「上総守維時郎等、打二双六二被二突殺二語」では上総守（介）時代（長元元年～四年任）の維時の「一ノ郎等」として字大紀二という者がいたとあり、あるいはこれも紀伊守時代に形成した郎等集団を任国に随従させたものであるかもしれない。但し、これは畿内近国の紀伊国であるからこそ、在京する維時との郎従関係維持が可能であつたと思われる。常陸介であつた平維衡が多珂郡の郡領氏族公侯氏の者を郎従化し、伊勢に土着させたと思しき事例（『平安遺文』二七八九号）もあるが、こうした遠国在住者との関係維持は多くは困難であつたことが予想される。

では、河内源氏の郎等編成は如何であろうか。上述の頼信時代の「坂東者多以相従」、「陸奥話記」冒頭部分の頼義に関する「因三判官代勞一、為三相模守一。俗好二武勇一、民多以帰服。頼義政教威風大行、拒捍之類、皆如二奴僕一。而愛レ士好レ施、会坂以東弓馬之士、大半為三門客二」という評言の実像はどのようになっていたのであるか。まず河内源氏歴代の官途と郎等の広がり概要を整理すると、表3のようになる。後代に続く河内源氏の基本的な郎従関係は頼信の時に由来するものが多いと言えるが、その継続性や家人としての実態に関しては各世代による歴史的変遷があり、また頼信以降に構築・強化される要素も大きく、一概には把握し難いところがある。

平維時について上述したように、源氏でも畿内周辺の郎等は前九年合戦・後三年合戦で都から頼義や義家に随従した人々の中に反映されており、累代性が構築し易かつたと思われる。しかしながら、頼義は小一条院判官代の時期が長

表3 河内源氏の郎等編成

- 【頼信】…兵衛尉・衛門尉（檢非違使）から受領に／上野・常陸・石見・伊勢・甲斐・美濃・河内
- 乳母子藤原親孝…利仁流、父は滝口貞正
 頼信が上野介の時に京下りの郎等（館侍）として随従
 ※弟正重の子景通—景季は頼義に随従
 - 常陸介の時、平忠常を降服→良文流平忠常
 繁盛の子、貞盛の養子平惟基
 …→甲斐守の時に平忠常の乱平定後、「坂東之者多以相従、往還之間、美州少便」（『小右記』長元4年9月18日条）として、美濃守を所望
 - 美濃における勢力扶植…池田郡司紀維貞に女を嫁す
 ※子公貞は頼義に随従
 - 河内守の経歴…坂戸牧の管理者藤原則経を郎從に
 ※子則明は頼義に随従
 - その他、摂関家にも近侍…当初は道兼→のち道長
 道長の家司高階業遠の子成佐に女を嫁す
- 【頼義】…小一条院判官代→相模守に／相模・陸奥・伊予
- 畿内…頼信の乳母子藤原親孝の弟正重の子修理少進藤原景通—景季
 坂戸判官代藤原則明（後藤内）
 - 駿河国…大宅光任…相撲人
 - 相模国…散位佐伯経範、佐伯元方 「会坂以東弓馬之士、大半為門客」
 紀為清、紀季武、丸子宿禰弘政 「坂東猛士、雲集雨來、歩騎數万」
 - 武蔵国…菅原行基、刑部千福 （『陸奥話記』）の状況は？
 - 美濃国…美濃源氏の国房と争う、満政流の重房を郎從化か
- 【義家】…藤原頼宗の子俊家、源氏の氏爵を管理する源俊房との関係あり／後三年合戦の後、陸奥守の受領功過を遂げることができず逼塞状態→白河院の引き立て
- 畿内…坂戸牧の荘官藤原氏（→のち文徳源氏を名乗る）
 為義の弟義時を石川荘に派遣し、石川源氏となる基盤を準備
 ◎渡辺党の源直が後三年合戦に従軍／藤原季俊（秀郷流、前九年合戦で貞任の首級を献上）の子腰滝口重方が後三年合戦に従軍
 *但し、彼らは独自に朝廷や諸権門に奉仕したり、他の受領の郎等・目代になったりと、独自の活動を行い、様々な方面に庇護を求めており、独立性も高い
 - 美濃国…美濃源氏とその郎等を臣属化《方県郡・厚見郡》
 山内首藤氏の祖藤原資清《席田郡》
 青墓宿の長者内記氏《不破郡》
 ※内記氏は為義・義朝ともつながりあり
 - 参河国…伴次郎兼仗助兼《幡豆郡》—婿兵藤大夫正経
 …後三年合戦の時、義家の郎等として「郡使、檢田使」になる

藤原資通…資清の子で、山内首藤氏の祖(秀郷流藤原氏)／姉が「八幡殿乳母」

※子鎌田通清・山内俊通は為義、孫鎌田正清・山内俊経は義朝に随従
○駿河国…三大大夫大宅光任(80歳で後三年合戦に従軍、相撲人としても著名)
—僱仗大宅光房…相撲人(『中右記』康和4年7月28日条)

○相模国…鎌倉権五郎景正・三浦平太為次

【義親】…藤原俊家の子宗通に奉仕

○鎮西に基盤を築こうとするが、失敗→隠岐配流、出雲で濫行し、平正盛により追討
※「同類」として、義親の郎従対馬権守輔通(佐道)、肥後守高階基実(業遠の子業敏の孫)見ユ

○義親所称者事件では常陸・陸奥・越後に出没の仄聞あり
…坂東・越後方面に支持勢力があったか

【義忠】

○郎従源重実(満政流、重宗の子)

※源俊房(源氏の氏爵を管理)にも奉仕しており、独立性を志向

○義忠殺害事件では義綱の三男義明、義光の郎従鹿島三郎(常陸大掾氏流)などが下手人に擬されており、義家以来の一族内での対立が続いていたか

【為義】…義親の子／伊勢平氏の台頭、自身と子息および郎等の濫行により無官の時期が多い

○子為朝は鎮西に基盤を築こうとし、薩摩の阿多権守平忠景などと関係形成

○子義賢は坂東で活動し、義朝と競合

【義朝】…坂東に基盤を確立／「上総曹司」／待賢門院とのつながりから、後白河や上西門院にも接近→下野守にも就任

※頼朝は上西門院藏人→右兵衛権佐

○大蔵合戦で秩父氏に介入し、また義賢を殺害

○大庭御厨濫行事件で相模国に介入

○相馬御厨をめぐる争乱に関与し、上総氏・千葉氏の対立に介入

(備考) 義忠・為義については、佐々木紀一「源義忠の暗殺と源義光」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』45、2009年)を参照。佐々木氏は義光による義忠暗殺の可能性は完全には否定できないが、典拠となる『尊卑分脈』の記事は確説とはなし難いこと、また為義に関しては、北酒出本『源氏系図』(秋田県立公文書館佐竹文庫(宗家)蔵)により、義家の四男と解すべきことなどを指摘している。

く、官歴としては不遇で、上掲のように相模守になったのが最初の受領任官と見なされ、これは四十歳以降のことであった。『今昔物語集』巻二十五第十二話「源頼信朝臣男頼義、射_二殺馬盗人_一語」には騎射に長じていたことが知られ、『陸奥話記』でも平忠常の乱平定に失敗した平直方がその射芸に感心して女を嫁して義家が生まれたとある。頼義の

活動期は古記録が減少する時期であるが、頼義のことは殆ど貴族社会の話題には上らなかつたと思われ、前九年合戦の際には既に七十歳を越えていた（『尊卑分脈』によると、八十八歳で死去）。

したがって前九年合戦でも「会坂以东弓馬之士、大半為二門客」という状況には程遠く、畿内周辺の郎等以外では、坂東からは相模守時代に關係を築いていた相模国の武士を中心とする人々しか組織できていない。『本朝文粹』卷六伊予守源頼義の上疏文（重任申文。『朝野群載抄』によると、康平八年（治暦元一〇六五）正月二十六日のもの）には「而征戦之間、有_二軍功_一之者十余人、可_レ被_二抽賞_一之由、雖_レ經_二言上_一、未_レ有_二裁許_一。仍相_二待綸言_一、難_レ赴_二任国_一」とあり、公権を背景に兵乱を平定して恩賞の取り次ぎを媒介することで郎従を駆使できたのではないかと言われる所以である。⁽⁶⁵⁾

この点は応徳三年（一〇八六）正月二十三日前陸奥守源頼俊申文（『平安遺文』四六五二号）にも、「近則源頼義朝□（臣）越_二二階_一、任_二伊予守_一。加_レ之子息等及従類蒙_二恩賞_一之者廿□也」とあることによつても裏付けられ、大和源氏頼親の孫頼俊も延久二年合戦を楨杆に同様の処世を凶ろうとしている。⁽⁶⁶⁾

次の義家は頼義よりは受領任国も多いが、状況は父の代とあまり変わらず、後三年合戦の坂東からの従軍範囲にも著しい拡大はない。その後三年合戦では義家は朝廷から公戦を認めらず、陸奥守の受領功過を実現するのに十年近くの間がかり、これが義家が長らく逼塞状況にあつた要因とされている。その間、源氏の氏爵を管理する源俊房に伺候したり（『古事談』卷四一十八）、摂関家とも若干の關係を有したりし、基盤の維持・強化に努め、公家社会に「武士長者」の声望を確立していくが、郎等の庇護をめぐる競合で、他氏だけでなく、一族内の弟義綱・義光とも対立することがあり、また満政流美濃源氏源重実・重時や国房流美濃源氏源光国などの独立性志向に見られるように、一族・郎等の統制は必ずしも充分ではなかつた。⁽⁶⁷⁾

その後、義親・義忠と為義の代は河内源氏の相対的位置は低下し、院北面との關係で伊勢平氏が中央に地歩を固める

時期であった。為義も頼信以来必ずしも緊密とは言い難かった摂関家に接近するなど、新たな道を模索しているが、図3によると、この頃から地方に拠点を築いて土着し、後代に各地の源氏の祖となる者が出現していることがわかり、河内源氏嫡流ではやはり義朝が坂東諸国に基盤を拡大したことがその後の坂東との関係構築・父祖頼信以来の「神話」形成に大きく作用したと見なされる。⁶⁶ 鎮西方面でも為義の子為朝が薩摩国の有力在庁官人阿多権守平忠景の婿になるなど、一時勢力基盤を築くところがあり、この十二世紀後半こそ広範な展開が志向・実現していくものと思われる。

ここには第一章で見た十二世紀後半の伯耆国の情勢と同じく、在庁官人の上首として成長してきた地方武士との結合を図り、あるいは一国を二分するような紛争に介入して仲裁・討滅への加担を行うことで、受領にならなくても地方武士を把握する方途を見出すことができるようになった点が大きいの。こうした地方武士は一国棟梁として国内の武力を掌握し、既に鎌倉幕府の守護の先駆的形態となるような武力・統制力を確立していたと考えられている。⁶⁷ その意味では単なる武力だけではなく、受領や在庁官人など地方支配のしくみと要諦を熟知した統治者としての地位確立が武者を武士たらしめる要因であったと見ることで、国衙機構や在庁官人制の展開と武士の発展との関係如何をさらに探究すべきことを課題として、蕪雑な稿のむすびにかえたい。

註

- (1) 石井進「中世成立期の軍制」(『鎌倉武士の実像』平凡社、一九八七年)、戸田芳美「国衙軍制の形成過程」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年)など。
- (2) 頼光については、隴谷寿『源頼光』(吉川弘文館、一九六八年)、元木泰雄『源満仲・頼光』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)、頼親に関しては、隴谷寿「大和守源頼親伝」(『古代学』一七の二、一九七〇年)、朝倉弘「大和源氏」(『奈良県史』第十一卷大和武士、名著出版、一九九三年)などがある。頼信については、隴谷寿『清和源氏』(教育社、一九八四年)に上記の二人とともに頼信の章が設けられているくらいであり、元木泰雄『河内源氏』(中央公論新社、二〇一二年)でも言及は少ない。
- (3) 元木泰雄『武士の成立』(吉川弘文館、一九九四年)、野口実『武家の棟梁の条件』(中央公論社、一九九四年)、関幸彦『武士の誕生』(日本放送出版協会、一九九九年)、高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会、一九九九年)、下向井龍彦『日本の歴史』07 武士の成長と院政(講談社、二〇〇一年)、川尻秋生『武門の生成』(『日本の時代史』5、吉川弘文館、二〇〇二年)など。
- (4) 井上満郎「源氏と平氏」(『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館、一九八〇年)。
- (5) 拙稿「純友の乱と西国武者の生成」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三三、二〇〇八年)。
- (6) 五味文彦「文士と武士の中世史」(東京大学出版会、一九九二年)が文士と武士の対比を試みている。なお、「武士」の用例については、錦織勤「平安期の日記に見える「武士」について」(『史学研究』二四三、二〇〇四年)、「平安期「武士」表」(『鳥取大学教育地域学部紀要』地域研究五の二、二〇〇三年)、「鎌倉幕府法に見える「武士」について」(『日本歴史』六〇八、一九九九年)、「明月記」にあらわれる「武士」の語義について」(『史学研究』二三九、二〇〇〇年)などを参照。
- (7) 拙稿 a「刀伊の入寇と西国武者の展開」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三四、二〇〇九年)、b「因幡国伊福部臣古志」と因幡国の相撲人」、c「古代土佐国・讃岐国の相撲人」(以上、ともに『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年)など。
- (8) 資頼の経歴については、『平安時代史辞典』(角川書店、一九九四年)二二一六頁を参照。
- (9) 『国司補任』第四(続群書類従完成会、一九九〇年)。
- (10) 佐藤堅一「封建的主従制の源流に関する一試論」(『初期封建制の研究』吉川弘文館、一九六四年)、柴田房子「家司受領」(『史窓』二八、一九七〇年)、寺内浩「院政期における家司受領と院司受領」(『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年)など。
- (11) 古瀬奈津子「昇殿制の成立」、『殿上所充』小考」(『日本古代

王権と儀式」吉川弘文館、一九九八年)。

- (12) 橋本義彦「院宮分国と知行国」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年) 一八二〜一八三頁、五味文彦「院政期知行国の変遷と分布」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年)、黒板伸夫「藤原行成の『給二十石』」(『日本歴史』五一八、一九九一年)、藤原行成(吉川弘文館、一九九四年) 一七〇〜一七三頁など。

- (13) 寺内浩「知行国制の成立」(註(10)書)、上島享「国司制度の変質と知行国制の展開」(『中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年) など。

- (14) 阿倍猛「国司の交替」(『平安貴族社会』同成社、二〇〇九年)、佐々木恵介「受領と地方社会」(山川出版社、二〇〇四年)、大津透「受領功過定覚書」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年)、寺内註(10)書第三編、阿部猛編『北山抄注解』(東京堂出版、一九九六年)、生島修平・柴井千佳・森公章「『朝野群載』巻二十二「国務条々」校訂文(案)と略註」(『白山史学』四六、二〇一〇年) など。

- (15) 渡辺直彦「藤原実資「家司」の研究」(『日本古代官位制度の研究』増訂版、吉川弘文館、一九七八年)。

- (16) 『平安時代史辞典』(角川書店、一九九四年) 二一頁、川尻秋生「平維良の乱」(『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年)。

- (17) 井上幸治編「外記補任」(『統群書類従完成会、二〇〇四年) は、文任の少外記在任を長和五年(寛仁元年とするが、『小右記』

寛仁二年十一月十五〜十七日条も少外記としての活動を示すものではないかと思われる。

- (18) 『江家次第』巻四除目の「任受領」には、新叙の中に「檢非違使(或以佐・大夫尉被任)」、「外記、史(以上或以三五位外記史被任、或有越本巡一任之例)」とある。延喜式部上式には「凡左右近衛長上十五年、番上廿年為限、毎季各二人、左右兵衛各一人、左右衛門隔年各一人、任諸国史生」。

(下略) などとあり(その他、中央諸司の史生から年勞により諸国史生に転身する規定がある)、勞による国司への任用の道が存しているが、待機者も多く、為政・文任らは有力貴族との關係を加味しようとしたと推定される。なお、福井俊彦「勞および勞帳についての覚書」(『日本歴史』二八三、一九七一年)、高田淳「加階と年勞」(『栃木史学』三、一九八九年)、畑中彩子「勞の基礎的考察」(『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年) などを参照。

- (19) 佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の一側面」(『日本歴史』四九〇、一九八九年)、菊池礼子「令任用分付実録帳と交替実録帳」(『古代文化』二七の四、一九七五年) など。

- (20) 増淵徹「藤原道長執政期の受領功過」(『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年) 三五五頁。なお、資頼の受領ぶりは、村井康彦「平安貴族の世界」下巻(徳間書店、一九八六年) でも紹介されている。

- (21) 巨勢文任は「小右記」では03と04の間に所見がなく、資頼の

任国下向に随行したか否か不明なので、その立場は確言できないが、交替事務への関与のあり方を見ると、あるいは目代的存在であったと考えることができるかもしれない。「国務条々」第三十八条には「一可下以公文優長人、為目代上事。

諸国公文目代必少優長。然則不_レ論貴賤、唯以_二堪能人_一可_レ為目代。公文未練之者、勘_二濟公文_一之時、并前後司分付之間、極以不便也。事畢之後、搔_レ首無_レ益」とあり、分付・受領には公文目代の働きが重要であるとされていたことがわかる。なお、種々の目代については、泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」(『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二年)を参照。また寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(『山口県史研究』六、一九九八年)、拙稿「国務運営の諸相と受領郎等の成立」(註(7)書)なども参照。

(22) 山本信吉・瀬戸薫「史料紹介 半井家本『医心方』紙背文書について」(『加能史料研究』四、一九九九年)。なお、五味註(6)書八七頁は、「悪人勧善」を仏教的作善に関わるものとする。

(23) 拙稿「国書生に関する基礎的考察」(註(7)書)。

(24) 註(23)拙稿。

(25) 錦織勤「平安末期西伯耆の有力武士「紀成盛」について」(『鳥取地域史研究』五、二〇〇二年)は、紀成任は叔父致頼の伯耆守在任中の残務処理などのために伯耆国に留まっていたと述べ、成任の段階では土着を企図していなかったかのように説

明されているが、四五頁では為任(成任の誤記か)が土着したと述べているので、成任の段階で土着が始まると見るべきであろう。なお、『土左日記』承平四年十二月二十八日条に「浦戸より漕ぎ出で、大湊を追ふ。このあひだ、夙くの守の子、山口のちみね、酒・美物ども持てきて、船にいれたり。ゆくゆく飲み食ふ」とあり、前任国司の関係者が土着を進めていたことが知られる。

(26) 『新修鳥取市史』第一卷(一九七二年)、『鳥取県の歴史』(山川出版社、一九九七年)。なお、『伯耆民談記』(『因伯叢書』第二冊、名著出版、一九七二年)の「六郡郷庄村里名」(江戸時代中期の郷・庄名)を手がかりに見ると、伯耆国では庄名で呼ばれる地域は西伯耆の汗入・会見・日野三郡に多く(二一／二七)、西伯耆は荘官系領主、東伯耆は在庁官人系領主という分布傾向が裏付けられる。ちなみに、久米郡には長講堂領の矢送荘・久永御厨・稲積荘があり、朝廷との関係、国衙の支配が優勢であったと考えられる。

(27) 拙稿「郡司表(稿)」(第二版)、「平安・鎌倉時代の国衙機構と武士の成立に関する基礎的研究」平成二十一年度～平成二十三年度科学研究費補助金(基盤研究(C)研究成果報告書(研究代表者・森公章)、二〇一二年)。

(28) 岡村吉彦「鎌倉後期の伯耆国守護と小鴨氏」(『鳥取地域史研究』一、一九九九年)。なお、『因伯叢書』第四冊(名著出版、一九七二年)「名和氏紀事」によると、名和長年を中心とする

反幕府軍が北条氏被官の糟屋氏とともに小鴨氏を敗退させたことが記されており、小鴨氏は北条氏に従っていたことがわかる。

(29) 錦織註 (25) 論文。

(30) 保立道久『義経の登場』(日本放送出版協会、二〇〇四年)序章は、「伯耆王子」が都を奔出したのは治承三年(一一七九)の平家クーデター事件が契機であり、父・後白河の苦境を打開するために行動を起こしたものと見る。なお、『吾妻鏡』建久元年六月二十三日条に見える「平泉姫宮」はこの王子の姉(妹とする説もある)で、二人は藤原資隆の女八条院右衛門佐と後白河の間に誕生したという。ちなみに、史料21に登場する人物のうち、九条院は近衛天皇の妻九条皇子、大和国の二川冠者は大和源氏の源信頼である。

(31) 『古代地名大辞典』(角川書店、一九九九年)五―六頁は、史料23の事件で紀氏は没落したと見るが、支持し難い。なお、『鳥取県の歴史』(山川出版社、一九九七年)八九―九〇頁は、「平氏覆滅後の紀氏の動静はつまびらかでないが、その子孫は海六兵衛を称した(沼田頼輔『大山雑考』)。会見郡の巨勢氏は相見氏を称し、その一族に進氏があり(『伯耆誌』『名和世家』所収文書)、会見郡巨勢郷の長者原台地によつた紀氏の一統と伝える。伝承ではあるが、「大殿」の地に巨勢氏にかかる供養塔を伝え、字名に「コセ」の地が知られる(『岸本町誌』)と述べている。

(32) 野口実「相撲人と武士」(『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年)。なお、註(7)拙稿b・cも参照。

(33) 国司苛政上訴に関しては、坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会、一九七二年)二〇三―二二二頁、増淵徹「上訴と功過」(『京都橘女子大学研究紀要』二五、一九九九年)、寺内浩「国司苛政上訴について」(註(10)書)などを参照。

(34) 山本信吉「藤原兼家政権の考察」(『摂関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年)。

(35) 保立道久「源満仲の出家と花山院」(『新日本古典文学大系月報』五六、一九九四年)は、花山天皇が出家した事件の約二ヶ月後、寛和二年(九八六)八月十五日に源満仲が出家した(『尊卑分脈』)のは、花山天皇の後を追ったものではないかと見ている。

『古事談』巻二一九二によると、満仲は花山の乳母子=権臣として有力な藤原惟成を簪にとり、花山とのつながりを築いており、また安和の変では円融天皇の即位と花山の立太子が実現されているので、満仲は当初から花山の立太子という結果を予想して加担したのではないかという。とすると、頼信が花山の父である冷泉院の判官代になったのは、満仲の意志もあつたことになる。なお、元木泰雄「頼義と頼清」(『立命館文学』六二四、二〇一二年)は、頼義の小一条院判官代補任は平忠常の乱平定の恩賞で、これを推挙したのは藤原頼通であつたと考えられること、小一条院敦明親王は道長の女寛子の婿として道長の保護を受けており、摂関家と対立する人物では

なかったから頼義を摂関家と対立する冷泉皇統と結合する存在と見るのは皮相な見解であると批判している。

- (36) 保立道久「藤原教通と武家源氏」(『古事談』を讀み解く)笠間書院、二〇〇八年)。

- (37) 臈谷註(2) 論文は永承五年まで生存が確認できる頼親を頼信の弟と解すべきことを指摘しているが、頼信の三男という位置づけには解決案を示していない。

- (38) 臈谷註(2) 書一八一〜一八二頁。

- (39) ちなみに、長和二年(一〇一三)八月二十七日条の皇女禎子五十日の際に、道長の内大臣公季に対する引出物馬一疋に關連して、『御堂関白記』に「付引出物「頼信給」袖」とある頼信は、大日本古記録本『御堂関白記』では正しく源頼信に比定されているが、『小右記』に「頼信朝臣乗引出物」、依「右衛門尉致佐不_レ得_レ騎」と記されている頼信について、大日本古記録本(第二刷)『小右記』は藤原頼信に比定しており、寛弘二年の誤記の影響は大きい。なお、『大日本史料』第二編之七の九三二頁は正しく源頼信に比定している。

- (40) 註(21) 拙稿。

- (41) 『将門記』承平七年十二月十四日条の良兼による石井宮所夜襲の場面では、将門側は十人弱の兵力であったといい、こうした常備的武力の育成・保持は充分ではなかった。後代の史料であるが、『雲州消息』巻中末には長谷寺参詣の際の奈良阪越えに備えて「可_レ被_レ給_二精兵一人_一」という前將軍宛の依頼に

対して、平姓の者が「指非「精兵」、重代名物也、頗可_レ謂一人当千一歟」という兵士を提供する例が見える。また『雑筆要集』の檢非違使下文の文例には摂津国多田館宛に強盜殺人を犯した郎等の引き渡しを求めるものが掲げられており、摂津源氏もそうした郎等を武力として保持していたことが窺われる。その他、『今昔物語集』卷十九第四話「摂津守源満仲出家語」に描かれた多田館の様子も参照。

- (42) 戸田芳実「中右記」(そしえて、一九七九年)。

- (43) 註(7) a 拙稿で触れた、『小右記』寛弘五年(一〇〇八)十一月十六日・十二月三十日条の檢非違使別当藤原懷平の意向を無視した大蔵種材の貶禁免除・原免の事例も参照。なお、上島亨「中世王権の創出と院政」(『日本の歴史』08、講談社、二〇〇一年)、註(13) 書は摂関期と院政期の連続性を指摘しており、こうした国制への恣意發揮はそうした視点を支持する側面であろう。

- (44) 註(7) a 拙稿。その他、元木泰雄「今昔物語」における武士(『鈴鹿本今昔物語集』京都大学学術出版会、一九九七年)も参照。

- (45) 註(9) 書。

- (46) 石井、戸田註(1) 論文、拙稿「武蔵国足立郡司武蔵武芝とその行方」(『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年)など。

- (47) 真髮氏に關しては、拙稿「古代常陸国の相撲人と国衙機構」(註

(7) 書) を参照。

(48) 川尻註(16) 論文。

(49) 高橋昌明『清盛以前』(平凡社、一九八四年)。

(50) 野口実『源氏と坂東武士』(吉川弘文館、二〇〇七年)。

(51) 野口註(50) 書、元木泰雄『源義朝論』(『古代文化』五四の六、二〇〇二年)、野口実・川尻秋生『院政と房総』(『千葉県の歴史』通史編古代二、二〇〇一年) など。

(52) 奥田勲『高山寺本古往来をめぐって』(『高山寺本古往来・表白集』東京大学出版会、一九七二年) によると、その成立時期は十世紀末〜十一世紀半ばとされ、当該期の様相を知る上で利用できる。ちなみに、『春記』長久元年四月十三日条には肥後国で菊池氏の祖となる藤原則高がこのような役割に起用されていた例が知られる。註(7) a 拙稿を参照。

(53) 秋山敬『王朝国家と甲斐国』(『山梨県の歴史』山川出版社、一九九九年)、中込律子『院政の展開と甲斐国』(『山梨県史』通史編一、二〇〇四年) など。なお、甲斐源氏の動向については、秋山敬『甲斐源氏の勃興と展開』(岩田書院、二〇一三年) を参照。

(54) 渡辺滋『請人・口入人の持つ力』(『生活と文化の歴史学』竹林舎、二〇一三年) によると、彼らの父藤原致忠は美濃国に拠点を築いており、その関係で頼信の母、つまり致忠の女の墓が美濃国に所在していた状況を説明し得るとされる。

(55) 関幸彦『東北の争乱と奥州合戦』(吉川弘文館、二〇〇六年)

を参照。

(56) 元木泰雄『十一世紀末期の河内源氏』(『後期摂関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)。

(57) 『埼玉県史調査報告書 坂東八箇国国司表』(埼玉県民部県史編さん室、一九八七年) を参照。なお、刀伊の入寇後に壹岐・対馬には「武者種胤」の者が島司に任じられていた。その様子は註(7) a 拙稿を参照。

(58) 土田直鎮『公卿補任を通じて見た諸国の格付け』(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年)。

(59) 野口註(50) 書、関註(55) 書、元木註(51)・(56) 論文など。註(46) 拙稿も参照。

(60) 上横手雅敬『武士団の成立』(『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年)。

(61) 註(47) 拙稿。

(62) 湯山学『波多野氏と波多野庄』(『夢工房』一九九六年)。註(46) 拙稿も参照。

(63) 関註(55) 書七三〜七六頁。

(64) 延久二年合戦に関しては、関註(55) 書、入間田宣夫『延久二年北奥合戦と清原真衡』(『十和田湖が語る古代北奥の謎』校倉書房、二〇〇六年)、樋口知志『延久二年合戦について』(『古代蝦夷からアイヌへ』吉川弘文館、二〇〇七年) などを参照。

(65) 元木註(56) 論文、宮崎康充『古代末期における美濃源氏の動向』(『書陵部紀要』三〇、一九七八年)、伊藤瑠美『十一』

十二世紀における武士の存在形態」〔古代文化〕五六の八・九、二〇〇四年）など。

(66) 福田豊彦『千葉常胤』（吉川弘文館、一九七三年）、峰岸純夫『鎌倉悪源太と大蔵合戦』〔三浦古文化〕四三、一九八八年）、元木註（59）論文、野口註（50）書など。

(67) 野口実『鎮西における平氏系武士団の系譜的考察』（『中世東国武士団の研究』高科書店、一九九四年）、江平望『阿多忠景について』〔古代文化〕五五の三、二〇〇三年）、註（7）a 拙稿など。

(68) 義江彰夫『鎌倉幕府守護職成立史の研究』（吉川弘文館、二〇〇九年）、三好俊文『守護領・守護所と播磨国府』（人間田宜夫編『日本・東アジアの国家・地域・人間』二〇〇三年）など。

(付記) 本稿は二〇一三年度東洋大学国内特別研究による研究成果の一部である。